

平成28年 6 月10日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	大 原 功	1 番	朝 日 将 貴
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総務部次長兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総務部次長兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	民生部次長兼 十四山支所長	松 川 保 博
民生部次長兼 健康推進課長	花 井 明 弘	民生部次長兼 介護高齢課長	半 田 安 利
開発部次長兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開発部次長兼 都市計画課長	大 野 勝 貴
会計管理者兼 会 計 課 長	山 守 修	監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治
庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行	秘書企画課長	佐 藤 雅 人
危機管理課長	羽 飼 和 彦	税 務 課 長	山 下 正 巳
収 納 課 長	鈴 木 浩 二	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
保険年金課長	佐 藤 栄 一	環 境 課 長	伊 藤 仁 史

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	村 瀬 修
児 童 課 長	大 木 弘 己	商工観光課長	大河内 博
土 木 課 長	山 田 宏 淑	下 水 道 課 長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水 谷 みどり	生涯学習課長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三 輪 眞 士	書	記	土 方 康 寛
書	記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び13日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と朝日将貴議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。

私は、通告に基づきまして社会的弱者に寄り添った市政をというテーマで数点にわたって質問したいと思いますが、その前提といたしまして、現在、この30年間で庶民の暮らしと地方自治体にとっても一番厳しい経済・社会情勢であるというふうに思いますが、最初に市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

本日と明日、議員の皆様方から一般質問をいただくわけでございます。私どもといたしましても、十分な打ち合わせをさせていただき、真摯に答弁をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初に、三宮議員の御質問でございます。この30年間で庶民の暮らしと地方にとって一番厳しい経済・社会の情勢であると思うが、市長の考え方はどうだということでございます。

今の日本の経済、あるいは日本の社会を取り巻く環境の情勢は大変厳しいということにおきましては、三宮議員と共有するところでございます。まず第1に、今現在の社会ということについて皆さんと共有していかなきゃならないことは、人口減少社会に入った、そしてまた少子・高齢化社会であることをしっかりと認識していかなければならないということでご

ざいます。総人口の減少に伴って、生産年齢の人口の減少があるわけでございます。生産年齢人口の減少は、労働力の減少を通じて経済の成長をとめてしまう、制約をしていくというような傾向にあるわけでございます。また、人口の減少は消費需要を中心とした国内市場の縮小要因となり、需要の側面からも経済成長を阻害していくと言っても過言ではないだろうと思っております。

さらに、少子・高齢化の進展は、言うまでもなく、子育て支援、年金、医療、介護といった社会保障の分野において、地方自治のさらなる負担ということが大きくなっていくわけでございます。地方財政を大きく圧迫させているというようなことでございます。今後の推計によると、国民所得に占める社会保障の給付にかかわる負担は、2025年、今から約10年後には24%まで上昇するという試算が出ておるわけでございます。こうした状況の中で私たち地方を預かるものとしたしましても、持続可能な社会保障制度をどう確立していくかということは大変大きな努力が必要となってくるわけでございます。従来私は、弥富市において福祉の後退はあってはならない、福祉は後退させないということを皆さんの前にお誓い申し上げておるわけでございます。こういうような状況の中において、将来的に大変厳しいことが予測される中において、またそれぞれの項目において各議員ともこれから協議をしていかなきゃならないと思っております。

2つ目は、皆さんと共有させていただきたいのは、厳しい経済、あるいは雇用情勢を上げたいと思っております。1990年までのバブル経済の崩壊以降、厳しさが続いておるわけでございます。こうした長引く厳しい経済情勢も、そのときにおける雇用の状況は、結婚であるとか、出産であるとか、子育てといった若い方々のライフスタイルにも大きく影響を及ぼしてきているという状況を皆さんと共有しているところでございます。また、所得の減少や不安定な雇用の増加が晩婚化や未婚率の上昇、あるいは出生率の減少につながっているということも指摘されるところであります。いわゆる失われた20年の間に経済のグローバル化がさらに進展され、我が国の世界経済における影響力は確実に低下をしていると言われております。

日本の景気回復、あるいは日本の経済成長は、他の主要国より相当下回ってきているというふうにも言われておるところでございます。しかしながら、2008年、2009年のリーマンショックを一つの契機として世界中が景気後退に陥り、世界経済全体が急速に悪化したわけでございますけれども、2010年ごろからは景気の底打ち感から脱却をし、最近ではいわゆるアベノミクスと言われる三本の矢が放たれたわけでございます。1つは金融政策であり、あるいは1つは財政政策であり、そしてまた1つは新成長戦略という形での構造政策であるわけでございます。円高・デフレからの脱却ということが言われておるわけでございます。そのようなことが少しずつ好循環に結びついておるわけでございます。雇用の問題、あるいは所

得の増の問題、あるいは企業の税収の問題等々、その好循環が生まれてきておるところでございます。景気は緩やかに回復をしているというように感じておるところでございます。私も弥富市といたしましても、過去4年連続で過去の前年の税収を上回るというような結果にも結びついてきているわけでございます。

このような状況を今後もしっかりと持続させていかなければならないと思っております。そして、税収の増を図りながら、市民への行政サービス、あるいは市民の負託に応えていくということに対して議会とともども頑張っていきたいと思っております。大変厳しい状況ではあるけれども、明るさを求めて一緒になって市民のために行動していくということが大事ではないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長から、厳しいけれども経済は回復状況にあるというお話がございましたが、お手元に配付させていただきました資料の内側にありますA3の2枚物を見ていただきたいと思います。1つはこの前の議会でも皆さんに見ていただきましたように、可処分所得は30年前よりも下がっていると。1997年の2人以上の世帯の税だとか社会保険料を除いた実際に暮らしのために使える費用というのは1世帯当たり47万9,302円であったものが、2015年には40万8,649円で1985年を下回っていると。この最大の理由は、その裏側にもありますが、裏側の上段の各国の雇用者報酬の推移ということで、1995年を100とした推移で、2013年度までで、今期は下に示してありますから説明は省略させていただきますが、イギリスではこの間に227%を超えて、アメリカは210%を超えて、フランスは178%を超えて、割り方低いドイツでも142%を超えておりますが、日本だけが雇用者報酬が91.9%と減り続けているということと、もう1つは税と社会保険料ですね。後期高齢者医療制度だとか、介護保険制度だとか、そういうそれまでにもなかったさまざまな負担が新たに発生をする。全く収入のない人たちも、従来、扶養家族として負担しなくてもよかったような人たちまで負担をしなければならないという深刻な負担増が進んでいることは、事態を一層深刻にしております。

また、市長は、市税はこの4年間、弥富市はふえ続けているというふうに今お話をされましたが、これは主に西部臨海工業地帯や、それから弥富に割り方若い働き盛り世代の人たちが平島の区画整理の後などに住んでいただいて、その中で固定資産税がふえていることによって起こっているものでありまして、実際、以前に皆さんにもお示しさせていただきましたように、1人当たりの所得によって負担をする個人住民税につきましては、弥富市の、旧弥富町も含めて1人当たりの最高は、平成4年のバブル期であります。1人当たり6万4,714円でした。これが平成25年度には5万6,701円で、そのときよりも収入が少ない。単に収入が少ないだけでなく、ここには地方の強い要求で国税の一部を住民税に振

りかえるということで、弥富市に対して年間大体4億円台の後半から5億円台の前半ぐらいの形で所得税の一部が振りかえられて収入になっていることを国が示しておりますし、またこの間に恒久措置と言われておりました定率減税、住民税の15%が廃止になったり、あるいは老年者控除、65歳を過ぎると50万の所得控除があったものがなくなったり、最近では子ども手当を理由にいたしまして若年者に対する扶養控除が認められないという、大增税によって、なおかつ個人所得が落ち込んでいることがこうした収入の増加を妨げておって、だから弥富市はこういう状況があるために、今では全国的に言えば財政力指数で市の中で四十数番目だとか、暮らしやすさ、住みやすさということであると36番目だとか、実際にそんなに収入がふえてないんですが、日本経済全体が落ち込んでいる中で相対的に弥富市がそういう位置を高めておるということと、たまたま西部臨海工業地帯、さっき申し上げましたような固定資産税の増加による税収の増加でありまして、経済の回復による増加ということとはとても言えない深刻な状態であり、こういう状態が少子・高齢化や、今、市長がおっしゃられたような深刻な状態を生み出す一番背景になっているということに御注目いただきながら、またこういう状況の中で暮らしや税金の負担に対する立場の弱い人たちが深刻な事態に置かれており、国も、あるいは国民の運動を通じまして、さまざまな形でそうした人々を救済する、社会的弱者に対して対応するということが進んでおります。

まず、具体的な問題でお尋ねいたしますが、憲法25条に基づく市長の職権による最低生活費非課税の立場を貫く課税と収納業務を行うことについてお尋ねいたします。

これは、差し押さえをすることができる財産がない場合、あるいはまた生活保護に近い状態となっているような場合などは、税金の滞納に対しては滞納処分の停止を、国税につきましては税務署長の権限で、住民税につきましては市町村長の権限で滞納処分の停止を決定し、それを本人に通知し、同じような状態が3年以上改善されない場合には、その課税はなかったことにする、延滞金も当然消滅させるとか、一定の条件でまた行う分納につきましては延滞金も1.8%とするとか、以前は14.5%、最近ではたしか9%台に、9.1%に改善をされていると思いますが、とても払い切れるものではありませんので、職権による分納に加えて昨年度から申請に基づく分納制度もつくられ、広く活用され始めております。法律で定められている弱者保護をぜひ進めていただきたいと思います。

お配りさせていただきました資料の上のほうにあります、これは全国商工新聞。日本中の中小業者の皆さんの暮らしと営業を守る、とりわけ最近、税金の負担がすさまじい状況になっておるということで、一生懸命頑張って払えるものにしてほしいということでいろいろ改善を求めてきた結果、2015年度からの分から従来なかった、従来は職権で、ここは換価の猶予というふうに言っておりますが、住民税の場合、市町村でいうと納税猶予ということになるとと思いますが、この詳しい内容はまたこれを読んで御理解いただきたいと思います、ど

のように最近変化が起こっておるかということは、裏面の一番下のほうに2つの表があります。

1つは、この制度によって、2015年の4月から12月までの6カ月間に、住民の申請によって、新たに出発した制度であります。6カ月間に1万2,741件の申請が出されて、1万1,147件が承認をされて、これまでは1年以内に分納すればということで、延滞金もさっき言った1.8%になるとかそういうことで、以前だと14.5、今でも9.1%のような負担をしなくてもいい救済制度があるわけでありましたが、実際には1年ではなくて2年。ここでも西尾張機構を通じまして送られますと、1年以内に全部払うか、3分割で完納するか、それ以外の場合は状況によっては差し押さえをするというようなことが指導されておりますが、既に国税当局としましては、1年以内に払えないものについては、最終月に翌年に送る分を入れて申請を出せば承認がされるということ、2年間は申請によって申請され、その後、本人たちの努力によって解決しなかったけれども、さらに支援することによって納税を促進することができるというふうに署長が認めたものにつきましては、さらに職権によって2年の延長がされるとか、そういう救済制度が既に始まっております。

その隣の表2というところをごらんいただきたいと思うんですが、換価の猶予、これは国税であります。2013年度は5,668件であったものが2014年は1万6,309件と3倍近くにふえておりまして、職権によります対応もふえておりますが、それにさらに今申し上げました申請による制度が進められて、半年でこれだけふえてきているということですね。津島税務署でも実際に納税相談で税務署側から申請書が配られて、皆さんが利用するという状態が進んでおります。

残念ですが、まだ地方自治体につきましては、今申し上げましたところの上の段にもありますように、こういう処置が十分徹底されていないという問題がありまして、これは富山の事例を記事にしておりますが、当局側もそういう処置がされていなかったことを認めて、今、対応するようにしているという記事でございます。ぜひそういう対応をきちんとしていただきたい。

特に弥富市では居住用財産の差し押さえの基準、これは市の税条例でも減免だとかを認めるということがありますが、実際には最低限の居住用財産として差し押さえしない財産の基準、できない財産基準を決めていないことが、市のこういう税の滞納問題の解決や、そういう人たちの最低生活を保障しながら税務行政を進めていく上でも、基準がないから、結局、滞納処分の停止という、実際に払う能力のない人たちについての対応と、それから頑張れば払っていただけるという人について、延納の手続きをきちんとして、昨年から始まった仕組みにのせていくという仕組みをやっていく上でも、弥富市の資産について、課税できない、しない資産ということをはっきりさせることが、私は弥富市のいろんな問題を解決していく、

納税上の問題を是正していく上で大きな問題となっていると思いますが、この点について御答弁いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、御答弁申し上げます。

全般的に税の、税は公平に課税するだけではなく、公平に徴収しなければなりませんということは当然でございます。この両面がないと税の公平性が担保されません。納税者が税を納付できないようなさまざまな理由があり、個別的・具体的な事情によっては強制的な徴収をすることができないという場合もございます。市のほうでは、滞納者に納税相談等を行いながら、事情に応じて徴収をしているところでございます。

先ほど議員のおっしゃられました国税法が26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期的かつ納税の履行を確保する観点から国税猶予制度の見直しが行われております。これを受けまして、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることになりまして、27年度の税制改正においても地方税法が改正されております。今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど国税の改正を踏まえたものとなっておりますが、市といたしましても適切に対応してまいります。

もう1つですけれども、居住用財産の差し押さえの件でございますけれども、その基準を設けてはということでございますけれども、差し押さえ財産の選択の一般的な基準が国税徴収法にございますが、それは超過差し押さえや無益な差し押さえにならないようにするとともに、次の点に留意して差し押さえの選択をする必要があるとなっております。次の点ですけれども、第三者の権利を害することが少ない財産であること。また、滞納者の生活の維持または事業の継続に与える支障がない財産であることなどとなっておりますが、それを運用して本市では徴収事務を進めておりますが、市の基準を定めることにつきましては、個々の納税者による事情が異なりますので、一律に基準を定めるということは非常に難しいものでございますので、市といたしましては今までどおり関係法令に基づきまして事務を進めてまいりたいと思います。

先ほども述べましたが、いきなり差し押さえするのではなくて、順番に、督促、催告、特別催告など差し押さえ予告を出しても納付がない場合は、やむを得ず差し押さえをするということもございますが、そのように進めさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私、以前から申し上げておりますが、休業だとか、失業だとか、病気だとか、そういうことによって収入が一定水準以下になったような状況のときには、1つは分納という方法は以前からもやってきたと思う。もう1つは職権による滞納処分の停止ということで、一定条件以下の人については、そういう状態が改善しない限り強制執行しませ

んという通知を市が決定して本人に出すと、こういうことが決められておりますよね。

さっき国税のほうでも説明しましたように、そういう職権によるものにつきましても2013年と2014年では3倍ぐらいふえてきている。ところが、弥富市はほとんどやってないんですよ。先日も市の収納課の職員と一緒に市民から相談を受けて懇談したことがあります、その席上でも、その御家庭が割り方近い時期に、1年半近く生活保護を受けていた時期についても以前の税金の滞納があったわけですが、滞納処分の停止の通知だとか、そういうのはされてないし、現在、少なくとも、この人が完納する時点については、そういう処置はするという市側の説明があったんですが、実際には発生した時点で事実を確認しなきゃいかんという、そういう最低生活に食い込むような課税をしないために、国税は税務署長、それから住民税については市町村長のもとで、制度上、今言ったように滞納処分の停止だとか納税の猶予だとかということはやられてきたんですが、さらに法令が改善されたんですが、その土台のところが弥富市は必要な処置がされていないということを申し上げて改善を求めてきたんですが、そういう担税能力のない人たちに対して、法律で決められた、あるいは市の条例で定められた処置をほとんど実行していないというのが市の税務行政の実態じゃないですか。

○議長（武田正樹君） 収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） お答えします。

弥富市滞納処分停止等の事務取扱要領によりまして、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫するおそれがあるときにつきまして、1つは生活保護の適用を受けているとき、イとしまして滞納処分をすることができる財産もなく、生活保護制度による保護の要否判定を行う際に認定される世帯の収入充当額が、生活保護法による保護の基準に基づき算出した最低生活費の100分の110以下と認められるときということになっておりますので、それを遵守してやっております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） やっておりますと言うんですが、今、あなたも一緒に確認したんですが、実際には1年半ほど生活保護の期間があったにもかかわらず、その人に対する滞納処分の停止の通知だとか、してないですよ。しなかったでしょう。だから、弥富市は本来、これは本人の申請だとかそういうことじゃないんですよ。税務署長の責任でそれぞれの税務署がやるのとあわせて、今、あなたがおっしゃられた仕組みによって、担税能力のない人たちに対しては職権で行うのが滞納処分の停止なんですね。ほとんどこれが実際には活用されてないし、その人たちに対してもやってなかったでしょう。やっていたか、生活保護受給期間中に。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 個々のことにはお答えをすることはできませんけれども、生活保

護の受給が始まってから通知が来まして、それをその年度に滞納処分するかどうかというのを判断していますので、そのときには送ったかどうかというのは確認ができていませんけれども、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 送るかどうじゃなくて、これは職権で行うことですから、本人の申請なしで、あなたに対しては滞納処分の、これは生活保護を受けておるかどうじゃなくて、さっきおっしゃられた生活保護基準の100分の110以下の場合にはそういう強制処置をしないという、それは決定をして本人に通知するということは義務化されておるんですよね。ところが、弥富市はそういうことをやってないでしょう、実態は。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 昔の一般質問の答弁を見ますと、そのときに生活保護何名、困窮者何名ということで答弁をさせていただいています。やっておると思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それは、決定したら本人に通知しなきゃいかんということになっておるんです。いいですか、滞納処分の停止というのは。本人も行政側も双方が自覚しておって、今は私はそういう保護が受けられていますと。そういう状態が3年以上改善されなければ、その課税はなかったものにすることがあるし、場合によっては、状況によっては、3年たたなくても職権でなしにすることもできるという仕組みがありますよね。だから、前にもそういう報告をしたと言うんですが、本人はそういう通知なんか受けたことないと言っておるんです。実際に弥富市の不納欠損処分の事例をずっと見ましても、例えば一番深刻な国民健康保険税でも、滞納総額全体の不納欠損処分というのは4%か、それを場合によっては割るぐらいの状態で、そういう救済処置がきちんと、職権による処置が機能しておるといふうにはとても思えない状態ですが、今も申し上げましたように、実際にそういう決定がされて通知がされるということについては、私は基本的に、ごく一部例外はあるかもしれませんが、現在の弥富市ではやっていないと思いますが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 2号該当の方につきましては送っております。通知を出しております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、説明された趣旨がよく理解できませんが、該当者には通知を送っていますか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 2号該当、生活の窮迫の方については送っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 生活保護の人だけじゃなくて、さっきも説明がありましたように、生活保護の申請時の1.1倍以下の人に対してもということですから、そういう滞納の処分をする上で、あなたたちは所得をずっと調べますよね。調べて、この人は該当するか該当しないかということを、特に所得の低い人たちについて、生活保護の人についてはやっておるかもしらんけれども、それ以外の人についてはほとんどやってないでしょう。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 納税相談に来ていただいて、納税ができるかどうかという判断と収入を判断しまして、それが該当するかどうかについて調べて判断させていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それは納税相談、申請でしょう。職権でやることですから、実際にあなたたちはずっと所得収入を調べて収納事務を行っているわけですから、一定の基準以下に該当する者については、当然また調査もしなきゃいかんと思うんですが、職権でやることになっておるんです。そういう仕組みで滞納処分の停止だとか、あるいはこのたびはまた申請による猶予についても、新しい仕組みを周知するとか、そういうことをやっていますか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 収入につきましては確定申告とか源泉徴収票で判断できますけれども、それ以降に仕事をやめられたとか状況が変わっておる場合がありますので、それを納税相談で把握したいと思っておりますので、どうしてもそのときの状況と変わっている場合につきましては、納税相談に臨んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 納税相談に来る人の対応はするけれども、今の滞納の額からいったって、件数からいっても相当なものですよね。その人たちが実際に負担できる能力があるかどうかという調査は絶えずして、そして救済すべきものについては、これは職権でやることですので、相談を受けたらやるというたぐいのものじゃないんですよね。相談を受けてやるというのは申請の制度ですから。職権でやる仕組みというのは、今、弥富市にはないんじゃないですか。そういう滞納になっている低所得者の人たちについて、きちんと調査もし、必要な今の制度に基づいた救済処置をとるということを事実上されてないというふうに、特に国民健康保険などの状況を見ると、どう考えたってそういうことがやられていたら、こんな範囲で済むはずないんですよね、不納欠損処分が。そういうことがきちんと制度に基づいてやられておるといふふうに御理解してみえますか。

○議長（武田正樹君） 鈴木収納課長。

○収納課長（鈴木浩二君） 全部が全部、課の職員が把握できるものでもありませんので、納

税相談をしていただいて、そこで判断させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） 同じ質問を繰り返すのは嫌だからこれでやめますけれども、そういう状況に、自分が滞納処分の停止や納税猶予を受けられる条件にあるかどうか、申請の場合は本人が相談に来るんですが、そうでない場合は市側が調査をして決定していくという、これが滞納処分の停止という制度の仕組みなんです。そうすると、納税相談に来た人だけをやるということでは、これだけの、相当皆さん頑張って納めていただく人には納めていただいたわけでありましたが、そうはいっても納められない人、滞納の人があって、国民健康保険税なんかは現年分納付率は落ちていますよね。国税のほうは今言ったように、急速に職権の分も拡大する、さらに申請の分を周知してどんどん、何倍というレベルで今、そうしないと生活もなかなか成り立たないし、それから滞納も払えないのをいつまでもためておくというのは国や地方の基準からいってもね。そういうことで、今、あなたもおっしゃられたけど、少ない人数でいつもそういう堂々めぐりのことをやっておったら事業が進んでいきませんよね。救済される人もできんし、それから収納もおくれていくわけですから、合理的に進める上で、今、国税のほうは大幅に変えて、さっきも説明されましたように地方税法も収納事務も改善されておりますが、その改善された中身をきちんと実行する仕組み、それからその辺の私は市内の一致ができてないと思いますが、市長はいかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 所管の答弁、そして御質問ということについて、少し歯車がかみ合わなかったことがあるようでございますけれども、私どもといたしましても、税を納める方が滞納処分という形の中で、それが適切かどうかということについては、法のもとに確かにあることは事実でしょうけれども、我々地方自治を預かる者としては、税に対する公平性も含めて、しっかりと確認させていただいてから執行していくということが一番大事だろうと思っておりますので、今後も、法律が優先するからという形の中での見解も正しいわけでございますけれども、双方の確認をさせていただきながら、双方が理解し合いながら税を納めていただくと、あるいは減免していく、あるいは滞納に対することをしていくというようなことについては、その都度変わってくるかなあと思っております。その都度その都度よく相談を受けながら、我々としては考えていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○８番（三宮十五郎君） もう堂々めぐりになりますからやめますが、最後に申し上げておきたいのは、課税されたものについて納税するというのは国民の義務ですよ。市民の義務だと思います。だけど、もう一方で最低生活費に食い込む課税はしてはならないと。しかもそ

こについて言うと、本人の申請よりも市町村長の責任による調査と決定がかなり大きいウェートを占めていて、国税のほうもそういう、特に最近の経済状況も反映して、2013年度に比べて2014年度は3倍ぐらいになっておって、2015年度からまた新たに国税も地方税も改善がされて、さらに申請猶予というか新しい仕組みができておりますが、残念ですが現場で、あるいは滞納者全体に対してそういうことが周知をされて、そして必要な処置がされるということについていうと、取るほうは、収納するほうは極めて今までと余り変わらないやり方でやっておりまして、収入につきましても借金したもので収入があるということで、ちょっとあなたは疑わしいというようなことで機構に送りますと、こういうようなこともやられそうになって、SOSで私どものところに相談に来て面談したら、それは一部は収入だったけれども、一部は借金で、しかもこの間、借金がふえておる中で、さらに機構に送られるということに驚いて、目いっぱい滞納の分を払いますというあれもされておりますが、新しい仕組みの中で、少なくともこのやっておる間については、そういう今の制度の適用が受けられるかどうかというような説明やなんかは、私も同席しておりましたが一切ありませんからね。私は、こういう法律に基づききちんとした対応を市としてやっていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

では、次の質問では、この10月から配食サービスの自己負担が、これまでの300円から400円になります。これは、確かに非常に利用している方にとっては大きな効果があるもので、私は市の行政の中でも市民の暮らしに寄与するものだと考えておりますが、しかしもう一方で、国民年金だけだとか、それに近いような状態で生活している人々にとりましては、スーパーやそういうところのタイムサービスの時間切れに近いような食品を買うことで暮らしを立てておるような人については、1食300円の自己負担も、ましてや400円の自己負担もなかなかできない人がおります。福祉センターで、そういう人は来ていただければ、1カ月5回、年間1万2,000円程度のチケットを出す仕組みもあるというふうにおっしゃいますが、福祉センターを利用している人はほとんど弥生学区の人だけで、ほかの地域の人たちはしてないんですね。

それから、せっかく市の救済制度というか、ひとり暮らしや高齢者だけの世帯、あるいは高齢者と障がい者の世帯に対する支援があるわけですが、これは以前にも質問してまいりましたですね。自分たちがバス乗り場まで行くにも大変なような人たちが手押し車を押してでも行けるようなところに、まだ弥富は、いろんな店が随分なくなりましたが、喫茶店だけはどういうわけかかなり全市的にたくさん残っていますよね。その残っている大きい理由というのは、実はその喫茶店が、その人たちの憩いの場であり、地域交流の場所であり、一種の街角サロンのような役割を果たしていて、本当にそこに行くことを楽しみにしている人たちがたくさんあります。

前にもこの問題を私、質問したときに、軽い介護認定の人を抱える市の職員も言っておりましたが、本当にそういう場所があれば、うちのじいちゃんたちも行くことができるから、ぜひこのチケットの制度を、そういう人たちが行きたいときに行ける場所、そしてそんなに高い費用でなくて軽食がとれて談笑ができる、こういう場所を活用することは、今、市がサロンやなんかいろんな方法で努力していることは認めますが、同時にこういう場所自身がその地域の住民のきずなを深め、交流をしていく大きな一つの手段となっております。ぜひ弱者救済に生かして、こういうものを支えていく。

特に最近、そういうお店に私たちもそんなに行くわけではありませんが、お年寄り夫婦が今までの店をほとんど改修せずに、椅子が破れてもガムテープで張って補修をしてやると。自分たちがやっていける間、近所の皆さんに来ていただける間は何とか続けていきたいというんですが、ほとんど減価償却費なんかはゼロにして利益を上げずに、しかし皆さんから求められているということで細々とやっているお店がたくさんありますよね。こういう場所も、どうやったって行政だけではできない。こうした割り方軽度の人たちというのは、ちょっとしたサポートがあれば結構長くひとり暮らしができるわけでありますので、そういうものとして、あるいは現実に地域の中で果たされている役割も考慮していただいて、この問題については、300円、400円の負担ができない人たちを、福祉センターまでおいでといったって、なかなかそれ自身も大変ですから、近くで利用できる場所やそういうものがあれば、そういう人たちに利用していただく。

例えば、300円の今の配食サービスをやるのに、100食使っていただければ年に3万円の市が負担になりますよね。だけど、今の福祉センターで使っているチケットのような仕組みがもし活用されたら、年間1万2,000円ですから、一番困っている人たちをそういう仕組みから排除しないような、同時にまた今そういう小さいお店が、ほとんど今お店らしいお店がなくなっちゃった中で辛うじて地域の人たちが集まる場所になっていて、行くところかへ行ったお土産を持ってきて、あめ玉のようなものを1個ずつ分けたり、それから野菜を持ってきたり、そういう交流の場所にもなっておりますので、地域交流の場所としても可能な限り存続させていくという支援も含めて御検討いただきたいということが1つ。

それからもう1つは、医療費や何かが高くなって非常にお年寄りの皆さんは苦しんでおります。詳しいことはこれまで申し上げてきたのでここで繰り返しませんが、ぜひ市長に御尽力いただきまして、平成20年度に廃止された県の重度障がい者の手当につきましては、ますます今、お年寄りが置かれている状況、医療や介護の負担が大きくなり、そして今後、さきの議会でも市長は、国が今進めようとしている大きい改悪計画については厳しく抗議をしていくというふうに言いましたが、市としてできることをやっていただくこととあわせて、ぜひ県の制度の復活をしていただくことを通じて、この人たちの苦しみを少しでも軽くする

ように、市・県と力を合わせてできるような仕組みをつくるために引き続いて御尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） それでは、まず配食サービスの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

現在、市では高齢者福祉事業として、高齢者タクシー助成事業、給食サービス事業、それから緊急システム設置事業、寝具洗濯乾燥消毒サービス、日常生活用具購入費助成事業、ふれあい収集事業などを実施しております。その中で御質問の配食サービスにつきましては、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方、重度の障がい者のみの世帯の方、高齢者と重度の障がい者のみの世帯の方を対象といたしまして、週7回、昼食時に安否確認の目的を含めて弁当の配達を行っております。また、弁当代につきましては、自己負担額300円、市の負担額379円の679円で提供をさせていただいております。

この配食サービス費につきましては年々増加傾向にありまして、平成27年度の実績では配食数約4万6,400食、事業費といたしましては1,760万円になりまして、前年度と比較すると約1万食の増、380万円の増加となっております。この状況を踏まえまして10月からは自己負担額を100円増額し、400円とさせていただきたいと考えておるものでございます。高齢者、障がい者の方への配食サービスにつきましては市としても重要なサービスと考えておりますが、今後、持続性ある事業とするためにも、この金額の部分については御理解が賜りたいと思っております。

続きまして、福祉センターで利用しているチケットのものを喫茶店で利用できないかという御質問を頂戴いたしました。

福祉センターで利用するチケットの目的は、1つにはひきこもり対策であり、外出支援でございます。議員の御指摘のように、喫茶店に集まる機会を楽しみにしていられる方もお見えになると思いますけれども、市では平成27年から、身近な場所で高齢者の方々が集い、楽しく過ごしていただくことができるふれあいサロン事業を進めております。このふれあいサロン事業は、現在、市内13カ所に設置がされておりまして、身近な地域で暮らす高齢者の方の憩いの場であり、また相談事のできる場でございます。参加費用が低廉で負担も少ないことから、重要な活動の一つとして市としてはサロンを位置づけておりまして、市内全域にこのサロンを広めていきたいと考えております。住民の皆様にはぜひ御利用いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私のほうから、平成20年度に廃止されました県の重度障がい者手当の復活ということでございますが、これは愛知県市長会という形の中で私も過去に提案をさせ

ていただきました。そうした形の中で、県のガードは非常にかたいということを強く考えておるわけでございます。また機会を見出しながら、このところにつきましても再度要請をしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） もう時間が押してまいりましたのであれですが、確かに市がいろいろ、今、部長からお話がありましたように支援するということは大事なことで、それはそれで進めてほしいんですが、地域に住んでいる本当に移動も大変な人たちが、自分の健康のいいときに、好きなときに行ける場所が市内にたくさんあるというのは、私はこれは弥富市の宝の一つだと思うんですね。だけど、その存続だって、いつ潰れるかわからん、いつやめるかわからんというような状態の中ですので、今、持続可能と言われましたが、そう大した費用がかかるわけではありませんので、少なくとも今の、わざわざ福祉センターまで来るのが大変だったり、それから配食サービスを300円、400円の負担をして受けるということについては経済的にとてもできないという人たちが少なくありませんので、そういうものとして引き続き検討していただくことを強く要請して、あと最後の質問に移ります。

特に今の巡回方式のバスではバス停までも、要するに自転車が乗れなくなった、転んでけがをしたから家族にとめられたし、自分も恐ろしくて乗れないと。あるいは自転車に乗っていて急に飛び出てきたら、とても私たちの今の健康状態では対応できないということで、歩くのもなかなか、バス停まで行くのも大変だという人たちがおって、この人たちの問題というのは市の新たな仕組みの中で、介護認定を受けなくても、それに準ずる人ということについていうと、タクシーチケットを今24枚ですか、高齢者用の、出すという仕組みなんですが、身体障がい者3級以上で自立している人でも使えるほうが48枚で、こちらは他人の支援がなければ日常生活ができないという人が使うのが24枚ということでは、余り使われてないと言うんですが、実際にそういう人たちのことを考えると、移動が困難な人たちにとっては、これは障がい者を含めて市町村の必須事務ということで今定められておりますので、ぜひタクシーチケットをふやすことと、もう1つは、そういう人たちが今、弥富市内にどれだけいるかという調査を本格的にやっていただいて、どうすれば打開できるかということを検討していただくことが、この人たちにとっては足の確保というのは買い物と通院を含めて本当に死活問題でございますので、そういう調査をしていただくということを要請したいんですが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） タクシーチケットに関しましては、今、所管が述べたように、私たちはその対象者に対して配付させていただいておるわけでございますが、利用率が50%というような状況でございます。これはいろんな理由があろうかと思いますが、根本的にそ

の辺のところについても私どもも調査をしていかなきゃならないわけでございますけれども、これを枚数をふやしたからといって利用者がふえるということにはなかなかならないというふうにも思っております。本当に必要ならば、そういった形のものをきちっと利用されるわけでございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 確かに近くに家族がおるところは、家族の人たちが送迎したり、私も何人か知っていますが、やっていますよね。そうでない人たちにとっては本当に深刻な問題ですので、全体の分母は、いろんな状況がありますので、必要な人に必要な手だてをとるという検討を進めていただくことと、こういう人たちの交通ネットワークについて本格的な調査をされることを強く求めます。

なお、最後に、こういう事態の打開をしようと思うとお金ですよ。国は消費税を先延ばしにしましたから。だけど、実際には消費税を導入した同じ時期に大企業なんかの減税で、皆さんが納めた消費税の85%ぐらいがそういうものに消えていったり、それからもう1つは非常に大きい特徴は、28年間で税収は327兆円に上りますが、同じ時期に法人3税は270兆円、所得税、住民税も261兆円減っております。不況による税収の落ち込みに加え、大企業、富裕層への減税が繰り返されてきたからです。

したがって、こうしたやり方ではなくて、今、大企業減税など、年間今も4兆円やられています、こういうものを改めて、能力のある人や企業に必要な負担をしていただくという方向に切りかえていくことを強く求めて、市長がおっしゃられる弥富の福祉を後退させないというために役立つ財源を確保するための御尽力をいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回、安倍総理は、消費税の増税につきましては2年半年先送りするということが決定されたわけでございます。この件につきましては、私ども行政といたしましては、毎年、消費税交付金というのをいただいております。現在8%の段階で8億9,000万いただいております。そして、これが10%になった場合は9億6,000万円という形の中で、プラス7,000万円の消費税交付金というのが、消費税が10%になった場合、おりてくるわけでございますけれども、今回、総理が決断されたことも私は正しいのではないかなあと思っております。現在の段階で消費税を導入した場合においては、ますます消費の拡大は望めないというようなところで、景気の後退、あるいは中折れというようなことが心配されるわけでございます。

そうした形の中において、企業そのもの、大企業につきましては、先日の新聞等におきましても非常に多くの内部留保金、366兆円と言われておりますけれども、そういったような

ことに對して、これを再生産にいかに使っていくかということについては、企業としても検討していただかなきゃならないと思っております。それは、1つは設備投資であろうし、あるいはまたもう1つは所得の増大ということの中で消費の拡大ということだと思っております。しかしながら、昨今まだ円高にふれているとか、あるいは国内市場ということに対する需要が喚起できないというような状況も踏まえて非常に先行きが不安であるということにとつては、企業もそのように考えてみえるのではないかなあと思っております。そうした形の中で、企業というのは社会的な責任もございます。多くの人を雇用してみえるわけでございます。そうした形の中で、しっかりと再生産ということも考えながら、弾力的な経済の運営をお願いしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、まとめてください。

○8番（三宮十五郎君） 時間が来ましたので簡潔に終わりますが、結局、小泉政権以来の構造改革路線というか大企業中心の仕組みが国民の懐を痛めて、最初に示させていただきましように、日本経済や国民の暮らしをがたがたにしております。この土台を強めることに大いに力を入れていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

今回は、通告に従いまして、大きく2項目について質問をさせていただきます。

最初に、熊本地震発生を踏まえて、改めて防災を考えたいと思っております。

4月14日午後9時26分、熊本県熊本地方を震源としてマグニチュード6.5の地震が発生、同じく16日午前1時25分にはマグニチュード7.3の地震があり、熊本県益城町ではいずれも震度7を記録しました。気象庁によりますと、同じ場所で震度7が起きたのは観測史上初めてであり、16日が本震、14日は前震と考えられるという見解を発表しております。一方で、14日と16日の地震の仕組みは異なっており、前震、本震ではなく、それぞれ独立した活動と見るべきとの指摘もあります。前震、本震、余震の3種の区別をせずに見ていくとの説明がございました。

今回の地震で亡くなられた方は、熊本県内の7つの市町村で合わせて49人に上っており、5月16日現在では報じられております。このほか、避難生活による体の負担など、地震の影

響で亡くなられたと思われる人は20人に上っておるというようなことも言われております。避難生活をされている方は1万人に上り、九州7県の農林水産関係と道路や河川施設の総額合わせて1,887億円になるとの新聞紙上で被害総額がなされております。被災された方々には心からお見舞いを申し上げ、一刻も早い復旧・復興を願い、一日でも早く平穏な日常が送れますことをお祈りいたします。

それでは、熊本地震発生において、改めて共助である自主防災を考えてみたいと思います。

日本列島の面積は世界のたった0.3%でございます。しかし、その0.3%の国土で、世界で発生するマグニチュード6以上の大きな地震の20%がこの日本で起きております。まず大切なのはセルフディフェンスの精神であります。自分や自分の家族は自分で守り、自分のまちや自分の隣人たちは自分たちで守る心でございます。自主的な組織ではなく、本当は自分、家族、隣人、自分のまちをみずからが守るのが防災組織であるということであります。

これは熊本地震について奈良県知事が定例記者会見で述べた文言でございますが、被災者の生活の継続支援が課題であり、被災者の声を受けとめて反映させるためには、行政だけでなく周囲の連携が大事だと指摘されています。それぞれの地域自主防災組織の体制づくりを強化する必要性を改めて強調されています。

弥富市の自主防災会は57地区で立ち上げられていると、昨年度の議会での答弁がございました。そのように記憶しております。現在の数はどのようになっていますか。また、現状でも立ち上げられていない地区はどのような障がいがあって、今このようになっておるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 初めに、三浦議員もおっしゃられましたように、熊本を震源とする一連の地震により甚大な被害を及ぼし、多くのとうい命が失われました。改めまして犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました全ての方に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。本市といたしましては、募金活動を市の行事開催時などにも行ってまいります。被災地に対し、義援金などを通じて少しでもお役に立てればと思っております。

それでは、三浦議員の自主防災会の数でございますけれども、平成28年6月1日現在には59地区で、毎年増加しておるところでございます。

災害発生時、被害を最小にとどめるよう、防災機関は総力を挙げて防災活動に取り組みますが、災害によって道路の寸断、建物などの倒壊、津波による災害、断水や電力供給の停止、多種多様で同時に数カ所発生するおそれもあり、関係機関が到達に時間がかかる、あるいは到達できないという最悪のケースもあります。

このようなことの中で防災組織の重要性でございますが、自主防災組織の障がいについて

でございますけれども、私どもが一応考えておることでございますけれども、それぞれの地区ごとに理由はあるかと思いますが、組織のリーダーとなる人材の確保や、その地域の災害に対する意識の高揚があるのではないかと考えております。市といたしましても、積極的に組織の立ち上げに協力してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 現在、弥富市では72地区の町内会があると思うんですが、全ての地区に防災会ができ得る限り早い段階で、将来100%立ち上げていただくことを望んでおります。

東日本大震災発生後には大きな動きがございました。今回の熊本地震後にも市民の皆様の意識が大きく変わるかもしれません。また、そういったことを願いたいと思っております。

次に行きます。

全国的に見れば、多くの地域で自主防災会の立ち上げが進んでおり、カバーされている世帯の割合は80%を超えている数値に昨年では上っております。総務省消防庁によりますと、自主防災組織は1995年の阪神大震災を教訓に設立が進み、2015年4月1日現在では全国1,741市区町村のうち1,666の市区町村で15万9,967団体が設置されているとのことでございます。組織にカバーされている世帯の割合が最も高い都道府県は、阪神大震災を経験した兵庫県で95.6%、東海地震の予想される愛知県が95.4%、静岡県が94.4%で続き、熊本県では74.9%であったということでございます。

我が弥富市においても、早く立ち上げられた組織に至っては5年以上経過している状況でございます。活動に対してのマンネリ化も起きてくる時期になってきているのではないのでしょうか。これを打破するには、1つに皆様が楽しんで参加、参画できるイベントを企画する。例えば防災運動会とか防災キャンプ、避難場所ウオークラリーなどがあります。また、新しいアイデアや防災知識、情報を収集・伝達し、その知識を地域に合わせた具体的活動に生かす。例えば防災講演会とか防災シンポジウム、防災ワークショップ、防災図上演習、防災時安否確認ゲームなど、そのほかに防災新聞や組織のホームページをつくるなど地域の活性化を常に図るとか、警察、消防、役所、企業のOBの方々、地域に埋もれている知識、経験、技術を持った方々に組織の相談役になってもらうなど、さまざまな取り組みがまだ存在すると思われま。

現在、市内自主防災会、具体的にどのような活動がなされておりますか。多くの組織で行われているオーソドックスな事例から先進的な事例まで御紹介をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 全体的に見て最も多いものは、放水訓練、初期消火訓練の順でございます。次に、オーソドックスな避難訓練、あとAEDを使った救命訓練が続いております。

す。

先進的という表現に当てはまるかどうかちょっとわかりませんが、そのほかにつきましては、少数ではございますが、実際の炊き出し、けが人の搬送などの訓練を行っているところがございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 先月の22日ですか、私の地元自主防災会では防災訓練を行ったわけでございます。その際、主な訓練ということで災害図上訓練D I G（災害想像力ゲーム）を実施いたしました。通常3時間から4時間ぐらいかかる訓練を1時間半の制約の中で行ったのですが、ある程度の成果が見られたと思われます。なかなか初めてのD I G訓練になじめず、戸惑いばかりが先行して訓練自体成功するか心配をしておりましたが、地元の地図を見ながら危険箇所、避難順路など、活発な意見が飛び交い、短時間ではありましたが防災に関して多く話し合いがなされたと思われます。日ごろ自治会内で事業計画と予算などはよく話し合われておるわけでございますが、正直ここまで真剣に防災について語り合えたというのも、熊本地震直後だったからかもしれませんが、ある意味驚きの一面がございました。こういった形で年1度ぐらい、防災に関して自治会内で話し合う機会として今回のD I G訓練は非常によかったものだと思います。ただ、次回、翌年になろうかと思ひますけれども、今回以上の成果を求める内容を今から模索しているような状況でございます。

次の質問に移ります。

まちぐるみで活発に活動し、地域の安全・安心のために大きく貢献している自主防災会が数多く存在していると思いますが、まさか役所がつくってくれと言うからつくったとか、補助金が出るからつくったというような組織はないにしても、組織開設後、活動が少な目の地区はないのでしょうか。

また、自治会長がかわると自主防災会長もかわるということで、腰を据えた活動ができないという声も聞かれます。年に1回は、現在、市内防災会の全体会が開かれていると思うのですが、具体的な内容を尋ねます。各防災会との情報交換は行われておるのでしょうか。また、南北に長い弥富市、学区によって防災の考え方も多少異なるのではないのでしょうか。学区ごとの分科会はどのような形で開かれておるのでしょうか、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 各防災会でございますけれども、防災会では年に1回の訓練が主でございますが、防災会の活動をされるとき、皆さんが集まられるときこそ貴重な話す機会であり、日ごろの会話の中で少しでも防災の話題が加わってくれたらということで、1回であつても大きな成果となることと思っております。

市の自主防災会全体会のことについてでございますけれども、過去やったことでございま

すけれども、ここでは外部からの講師をお招きいたしまして講演していただいております、大変参考となり勉強になっております。また、各組織では、防災訓練を初め防災資機材の整備・点検、防災知識の普及など、それぞれの活動を行っておりますが、活動状況についてかなりの格差がございます。そこで、他地区の活動状況や資材整備状況などの情報交換や交流の場を設けることで全体会の底上げを図ることにも、この全体会はつながっていると考えております。その中で、議員おっしゃられる分科会という名目ではございませんが、学区ごとに分かれましてグループディスカッションの時間を設け、グループごとの発表や情報を共有することにより、問題の解決方法を導くなどをしておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 学区ごとの情報交換というのが一番大事なところであろうかと思えます。確かに、次の質問の中にも出てきますが、年に1回しか訓練ができない地区がほとんどだと思います。市からの活動補助金とか自治会からの繰入金等々で各自主防災会は賄っているというようなことでございますが、予算不足が一番の要因であろうかと思えます。

また、自主防災会全体会での内容を学区ごと把握はしておりますが、こちら昨年度でございますけれども、白鳥学区の区長会の皆様が、学区内の自主防災会を中心とした防災訓練というような案がなされておりましたが、いいお話ではございましたけれども、年度がわりによって区長様方も交代をされたということでまだ実現がされておるものではございませんけれども、早い段階で実現を、また区長様とお話をさせていただくようなところで、また経費の予算、どのような形でやっていくのかまだまだ問題はございますけれども、進めていきたいと思っております。

次に、熊本地震では災害時に自主防災会が機能しない例が見られたそうです。多数の住宅が損壊した熊本県益城町の婦人自主防災組織の会長は、みんな自分の身を守るのが精いっぱい救助などの活動は一切できなかったと振り返っておるということでございます。救急法や消火器の使用、炊き出しなどの講習・訓練を年に四、五回は重ねてきましたが、こんなに大きな地震が来るとは思っておらず差し迫った感覚がなかった、頭が回らなかったと打ち明けておるということです。また、益城町の組織は約150人が名を連ねておりますが、60歳以上が約3分の2を占め、40歳以下は十数人しかいないというようなことでございます。大規模災害にも動じず即応するための踏み込んだ訓練と若手の参加を課題に上げられております。行政の担当者も、今回の地震で自主防災組織が救助したり火災を食い止めたというように例は聞いていないということで、みずから被災者となるとなかなか機能しにくい、助け合いの難しさを指摘しております。そして、全国的に活動が期待されておりますが、実動している組織が少ないとも言われております。役割分担も決めずに休眠状態だったり、活動が年1回程度の訓練にとどまっておるというところが多く、住民自身の意識向上も大切です

が、まずは組織を引っ張るリーダーを育成しなければならないとも訴えられております。

静岡大学防災総合センターの岩田孝仁教授は、熊本震災直後に現地入りしたときに、南海トラフ巨大地震が予想されるこの地方の学ぶべき教訓について、こう語っております。自主防災組織は避難所運営の柱となると考えていまして、災害時の炊き出しや避難所訓練を重ね、食料や水などを保管する備蓄庫も管理し、支援物資の到着がおくれても持ちこたえられる自治会単位の組織なので、避難者の細かい要望もくみ取れる組織を期待しているということでございます。

これからの防災会のあり方、熊本地震の教訓として、自主防災会の高齢化、訓練参加率の向上、若者の加入促進、そしてリーダー育成、そして防災会自体のあり方まで、総合的に市の考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員のおっしゃられる若い方とか加入率の向上というのは非常に難しいことではございますが、本市の自主防災会は各自治体単位で構成されている会がほとんどでございます。役員は定期的に交代されますが、地域全体の高齢化が進めば、会の高齢化も進んでしまいます。もちろん当然のことではございますけれども。このことにつきましては、地域の防災力向上のための自治会みずからの活動でありまして、それぞれ差が出てしまうということがちょっと問題となっておりますが、市といたしましては、先ほども述べましたが、防災会全体で情報交換や交流の場を通して働きかけまして、さらに活動補助金などの交付で援助しておるところでございます。

今後は、大災害に備える必要性を知ってもらうために、防災訓練などの機会を活用しまして、その認識を高めていただくよう広く防災意識の高揚を図ってまいりたいというのが一番重要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 熊本地震に関しての検証については、まだまだこれからだとは思いますが。しかしながら、阪神・淡路大震災、東日本大震災と、我々にいろいろな教訓を残していつてくれました。今回もまたいろんな面で教えてもらったわけではございます。その中でも自主防災会のあり方には考えさせられる事柄が多く浮かび上がってきているものだと思います。防災会の訓練は、訓練のための訓練ではなく、より実践に向けたものに、また大災害に見舞われた場合には、小さな自治会単位ではなくて、より広域で連絡・協議できるような日ごろからの準備をしていくことがまだまだ大事になってくると思います。また市民の皆様といろいろと話し合いたいと思っております。

また、これは通告はしてはおりますけれども、自主防災会が活動していく上で資機材の購入に対しても年間50万円、そのうちの85%を補助していただいております。

すけれども、今回、熊本地震でドローンが活躍したという話題で、防災会でドローンを購入というような案が実際私のところで出ておったわけでございますが、自治会単位で利用価値が見出せるのかというようなこともございまして、私は自治会のほうには購入を反対させていただきまして、これに関しては行政にお任せしたほうがいいんじゃないかというようなことで、広域な調査というような形で活用していただければよいかなと思っております。

折しも、安城市が先月、ドローンを2機導入し、購入先と災害時における協定を結んだというような記事もございました。また弥富市も検討する余地はあると思います。要望というようなことで述べさせていただきます。

それでは、次の質問です。

市内建築物の耐震基準について質問をいたします。

まず、公共施設、小・中学校の耐震についてでございますが、震度7が2回、震度6強が2回、震度6弱が3回、4月14日から20日にかけての一連の地震、これらの短期間に繰り返された想定外の強い揺れは建物の耐震基準をも揺るがしていると思います。今回、小・中学校が地域住民の避難所になっておりましたが、建物が損傷したため避難所を移った住民もあり、インターネット上なんかでは国の耐震基準は役に立っていないんじゃないかというような声も漏れ伝わってきております。

地震に対する建物の強度をはかる数値には2つあるということでございますが、その一つということでI s 値。このI s 値とは、現在、引っ越しして空き家にもなっております弥富市庁舎、これは余儀なくされたわけでございますが、何度でもI s 値という数値、皆様も御存じであるかと思いますが、構造耐震指標のことでございます。地震に対する建物の強度、靱性、つまり変形能力、粘り強さを示す数値でございます。建物自体にかかる耐震の判断指標になり、国土交通省によりますと耐震性を高めるための改築・改修時に利用するものであると言っております。

I s 値は0.6が基準でございます。住宅などの耐震診断や耐震補強の専門機関である日本耐震診断協会は、0.6で6から7の震度を想定しているということでございます。震度6から7の地震に対してI s 値0.6以上の場合は倒壊または崩壊する危険性が低い建物、I s 値が0.3以上0.6未満では倒壊または崩壊する危険性がある建物、0.3未満では倒壊または崩壊する危険性が高い建物ということになっております。

しかしながら、日本耐震診断協会によりますと、防災拠点となる小・中学校の場合は別途、文部科学省が0.7という全国共通の基準値を設けております。今回の熊本県教育庁も基準に沿って整備しておったということで、一部損傷はありましたが基準は満たしているとの説明がなされております。にもかかわらず被害の大きかった熊本市内だけで多くの小・中学校で破損が見つかり、危険と判断して、その一部を閉鎖しました。中には、一旦避難してきたも

の、校舎の壁や床などに亀裂が見つかったことで、別の避難所に移ったというケースもございました。国土交通省は、ひび割れなどは見られたが、倒壊・崩壊はしていませんという説明ではありましたが、I s 値には問題がなかったと言っております。

実際の様子と行政の見解は多少異なるような気はいたしますが、弥富市内の小・中学校は、昼間の被災であれば、そこには子供たちがおるわけでございます。先ほどの文科省の耐震の基準に達しているのは間違いないと思いますが、避難所に指定されている公共施設に関しては基準値がどのようなものになっているのでしょうか。また、保育所に関してはどうなっておるのでしょうか。今回の熊本地震を受けて、再調査というようなことは予定があるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市における指定避難所につきましては、I s 値を全てはかつてはございませんけれども、昭和56年以降の耐震基準に適合するかどうかで判断しておりまして、指定避難所に指定されています建物につきましては、全て昭和56年以降の耐震基準に適合するというものでございます。

保育所でございますけれども、保育所につきましても全て56年以降の耐震基準になっておりまして、保育所はまだ新しいものもございますので、実際に56年以降に建てたものが全てでございますので、耐震基準は満たされておるものでございます。

それから、小・中学校につきましては、先ほど三浦議員がおっしゃったように、文科省が推奨するI s 値0.7以上を満たしておるところでございますので、小・中学校のほうはそうようになっております。

現状このようなことでございますので、耐震の再調査の予定はございませんが、しかしながらこのたびの熊本地震のように大きな地震が複数回到来するような事象が起きておることもありまして、国のほうの耐震基準等が見直されたりした場合につきましては、当然のごとく再調査が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） こちらに関しては、まだ国の指針が出ていないというようなわけでございますので、こちらに関してはまた改めてどこかの場面で質問をさせていただきたいと思っております。

I s 値に関しても、庁舎建てかえ問題で何回も私たちは耳にしておるわけでございますが、市民の方々にはまだなじみのない数値ではあるかと思っております。しかしながら、一つの判断基準ではあります。紹介をさせていただいたということでございます。

次に、一般民間の住宅ということでございます。

そもそも耐震基準は、1981年の建築基準法の改正で、震度6強から7の揺れに見舞われて

も倒壊・崩壊を防ぐだけの強度を求めてきた新耐震、しかし1995年に起こった阪神・淡路大震災では新耐震の木造住宅でも被害が続出しております。そのため2000年には、木造住宅については柱とはりの接合金具や壁の配置の仕様を明確にした新・新耐震とも呼ばれる耐震基準に変更がございました。

ところが熊本地震では、倒壊して骨組みなどがむき出しになっている建物のうち、新しく建てられたと見られるものだったという報告もございます。倒壊した建物の大半は1981年以前に建てられた旧耐震と見られる古い住宅ではありましたが、中には新耐震と見られるものがあったということでございます。また、一番最新の新・新耐震でも同様の全壊事例があったそうです。すなわち、最新の耐震基準であっても、今回対応できなかったということでございます。

現行の耐震基準は、あくまでも強い揺れに1度見舞われた際、建物が倒壊または崩壊しないことが条件とされております。それゆえに、2度、3度と強い揺れに見舞われた際、最初の揺れで生じた部分的な損傷によって起こる倒壊や損壊を防ぐことまでは求められていないということでございます。

一方で、新耐震の建物でも、地盤の断層のずれが原因で倒壊に至ったという例もあるというふうなお話であり、地盤による影響も少なくはありません。国土交通省は調査中というふうなことにしておりますが、結果次第では繰り返しの強い揺れにも耐えられるような耐震基準に見直される可能性もあるということをおっしゃっております。

ならば現状はどうでしょう。新しい超高層ビルの多くは既に免震・制震装置が備わっており、繰り返しの揺れも考慮して設計しているというふうなことは関係者のお話ではあるということですが、一方、木造の民間住宅でも大手メーカーの中には強度をアピールしている企業もございますが、住宅市場に占めるシェアというのは非常に少ないということでございます。また、技術も千差万別というふうなことであろうと思います。

耐震基準が厳格化されても、現在の工法から接合部の金具をふやす程度で対応できるため、コストは1軒当たり数十万円程度で済むのではないかというふうな見方もあるわけでございますけれども、新築ならまだしも無数にある既存住宅の耐震補強を行うには、そう簡単にいけるものではないと思います。35年前に耐震基準が厳格化されたのとは裏腹に、地震対策の実情は明らかに後追いというふうなことしかありません。最新の耐震基準でさえも被害を十分に防ぎ切れないとわかったわけでございます。今後の早急な対策が求められると思います。

弥富市では民間木造住宅耐震改修補助事業として補助金が予算計上されておりますが、熊本地震以降に耐震診断の問い合わせはふえておるのでしょうか。また、1981年以前に建てられた耐震改修が施されていない建物、民間住宅、どの程度現存するのでしょうか。こちらのほうは把握されておりますでしょうか。そして、本年度予算で補助事業が減額されておしま

すが、こちらの経緯についてもあわせてお尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） それでは、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、耐震診断のお問い合わせについてでございますが、本年度5月現在で耐震診断の相談件数は4件となっております。熊本地震によりましてふえている状況ではないと思っております。

また、1981年、昭和56年でございますが、建築基準法の改正による新耐震基準を満たしていない木造につきましては、本年1月現在で約3,200戸となっております。

それと、本年度予算で補助事業額が減額されている経緯はというような御質問でございますが、耐震改修費補助事業につきましては、平成25年度から27年度の間、国の社会資本整備総合交付金事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業の通常支援額——1戸当たり90万円でございますが——に住宅の耐震改修等に対する緊急支援の充実・強化を図るために上乗せで30万円追加支援しておりました。しかしながら、平成28年度から通常分の90万円に戻ったというようなことで予算上の減額というようになってございますので、御理解のほうをよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） こういった状況の中、診断にはもっと問い合わせがあったんではないかなと思っておりましたけれども、我が家の耐震がどうなっているのか把握していただく必要性もあろうかとは思っております。

また、改修費補助金に関しては、現在90万円というようなことでありますね。本格的に耐震改修をしようと思うと、それ以上多くかかるであろうと、相当な金額になろうかと思えます。本格的に改修を受けるというようなこと、補助事業を受ける方も年間数件というようなこともうなずけるのかなと思えます。それよりも、もう1つの補助事業で、シェルター整備補助、こちらを検討したほうが皆様にはいいような気もいたします。これはネットで調べたようなところでございますけれども、30万円台から40万円台で商品がそろっているような現状でございますので、またそちらのほうも紹介をしていきたいと思っております。

それでは、防災関係最後の質問、災害ボランティアの受け入れ体制についてでございます。

災害ボランティアが一躍注目を浴びるようになったのは、こちら1995年の1月17日に起こった阪神・淡路大震災からでして、被災地に130万人を超えるボランティアが駆けつけ、この年は日本ボランティア元年と言われております。

災害ボランティアの活動を円滑に進めるための拠点が災害ボランティアセンターであります。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ、運営されております。被災した地域の社会福祉協議会、日ごろからボランティア活動にかかわってい

る方々、行政が協働して担うものでございます。被災地以外から災害ボランティア運営経験者がかかわる場合もございます。

災害ボランティアセンターには、行政や公的機関が設置し運営する公設公営、災害ボランティアやNPOが設置する民設民営、行政や公的機関が設置し災害ボランティアやNPOが運営する公設民営がございます。近年の多くは公設民営が一番多いということでございますけれども、弥富市の地域防災計画の中でのボランティアの受け入れ体制の整備について、市は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制についてボランティア団体との意見交換に努める、そして市は防災訓練などにおいてボランティア関係団体の協力を得て災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うというふうに記しております。市の考えとしては公設民営なんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市は災害救援のための地域ボランティア支援本部の開設及び運営について社会福祉協議会と協定を結んでおりまして、公設民営でございます。災害時における福祉避難所の設置・運営については複数の民間施設と協定を結んでおり、災害の状況によっては民営の協力が大変重要であると考えております。今回の熊本地震のような大災害については、多くの人たちの力が当然必要でございます。結果としては、初めは公設でございますが、継続するに当たり民営へと変わっていくと想定しておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 都道府県の中では、災害時には行政の持つ信用性が有用であること、行政が設置する災害対策本部と災害ボランティアセンターとの間に情報共有が相互にとって不可欠であるようなこと、これらの理由から最近では行政もセンターに運営スタッフや連絡スタッフを送る協設協営が提唱されております。これに関して市のほうの考えというようなことは何かございますか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 災害時から一刻も早く復旧するため、被災者のために一丸となって連携・協働でボランティアセンターを設置し、運営していく協設協営という言葉が最近あると、調査した結果ありましたが、この方法が効果があると言われております。これらを運用するのはお互いの信頼関係が重要でございまして、ボランティアと行政などのさまざまな訓練や研修をともに実践いたしまして、その積み重ねがあつてこそ成果を得ることができるものと考えておりまして、今後、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） また、先ほどの地域防災計画でのボランティアセンターの立ち上げ訓練について、設置を速やかに行うために継続の必要性があるということでございますけれ

ども、熊本地震ではセンター運営経験者が開設準備時に少なかったため、ボランティアの迅速派遣に至らなかったと聞いております。当初はボランティアコーディネーターの把握と全国組織への支援依頼がうまくいかず、センター開設に手間取ったというようなことでございます。日ごろから設置訓練を行っていないと、せっかくのマンパワーが発揮できません。弥富市のボランティアコーディネーターの実動可能者の確定並びに実践訓練の継続についてということでございますが、考えを少しお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 社会福祉協議会ボランティアセンターの特徴といたしましては、福祉分野の活動、無償の活動、地域組織の活動を中心に支援するものでございます。また、NPOなど、活動領域や活動スタイルを持つ団体・グループの増加に伴い、そうした団体との新たな取り組みも求められているところでございます。

本市においては災害救援のための地域ボランティア支援という限定的なものでございまして、一概に他市町村の事例とは合致しない面もございますが、まずボランティアの養成につきましては、フォローにつきましては、養成講座修了者にはフォロー研修の受講案内をし、知識・専門性の向上をお願いしているところでございます。また、本市では社会福祉協議会に市の職員が交代で派遣されており、お互いの問題点を確認し合いながら市と連携するというところでございます。

実際、実動可能者の確定というところは非常に難しいものがございまして、ボランティアコーディネーターの資格を持っている方が全て災害のときに集まるかどうかというところはまだ未定なところがございしますが、そのようなことがないように今後も連携を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 実際、災害ボランティアに参加したことがない私が言うのもおこがましいお話ではございますが、教訓として、多くのボランティアが集まっていたいたときを想定し、行政・民間協働で想定訓練というのは必要なことであろうかと思えます。

次に、ボランティアコーディネーターの育成訓練についてでございますが、日本ではまだ十分浸透しているとは言えませんが、阪神・淡路大震災時にボランティアが大勢駆けつけた際、活動希望者と現地での調整がうまくいかなかったということでコーディネーターが必要だという論調が広がってきております。ボランティア活動が多様なスタイルの活動として展開され、その中で多様な分野において支えるスタッフはふえています。日本ボランティアコーディネーター協会は呼称としてこれを使用し、その専門性の向上と社会的な認知を高めるため活動しておるそうです。

最近では、行政が研修を修了した受講者に対して認定や登録を行ったり、社会福祉協議会

が地域の福祉活動の推進役として認証する動きが見られております。昨年度、平成27年度の海部地方防災ボランティアコーディネーター養成講座が平成28年1月24日、31日の2日間、この年は飛島村中央公民館にて開催されたということでございますけれども、海部4市2町1村の行政と各社会福祉協議会との共催で、養成講座とフォローアップ講座を隔年で開催しているということでございます。講師には特定非営利法人愛知県西部防災ボランティアコーディネーターネットワークの会にお願いをしているということでございますけれども、弥富市ではこれまで何人ぐらいの方が講座を受講されておりますか。また、市民の皆様への周知方法というようなことではどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 防災ボランティアコーディネーターの養成講座を今まで受講された方につきましては、73名の方がお見えになります。

また、この講座受講の案内につきましては、今のところ市のホームページにてお知らせしているんですけれども、今後、このようなもの以外にも周知する方法を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私がボランティアコーディネーターの養成講座に参加させていただいたのは2年ほど前だと思いますが、一般の興味を持たれた方々とか各市町の社会福祉協議会の職員さん方、議員も3名ほどその中におったかだと思いますけれども、せんだって行われました海部地方総合防災訓練では災害ボランティアセンターの開設の訓練というようなこともなされておったわけでございます。ここ3年、私は水防組合議員になっておりまして、その場にはおったということでございますが、なかなかセンター開設の中身、詳細には見られていないということで、こちらに関しては非常に残念ではありますけれども、今後は、今年度はフォローアップ講座になろうかと思っておりますけど参加をして、また多くの皆様とコーディネーター、ともにしたいと思っております。

最後に、自主防災会並びに防災ボランティアとそのコーディネーターについて、市長に統括した御答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員のほうから、さまざまな自然災害が発生している中において、自主防災会の役割、あるいはボランティア活動の役割、あるいはコーディネーターの役割ということで御質問をいただいております。先ほども答弁しておりますように、自主防災会の役割というのは、自助・共助・公助という連携のもとで極めて重要であろうと思っております。その中の共助の役割ということを担当させていただきたいわけでございます。行政としてはしっかりと支援をしていきたいと思っております。

1つはソフト面の強化をしていかなきゃならないなあと思っております。72自治会の中で59の団体に加盟していただいておりますので、これをまず100%に持っていく。そして、年数回の地域での訓練もさることながら協議会を発足していきたいと思っております。これは実際に今やっております。その回数もふやしていかなきゃならんなあと思っております。

もう1つは、その活性化の中でのハード面でございますけれども、今現在、自主防災会に對しましては市の補助金要綱という形で定めさせていただいております、補助金が3項目ございます。それは、1つは結成時の補助金でございます。そして、もう1つは活動するときの補助金でございます。そして、3つ目は資機材に対する購入の補助金になっておるわけでございますけれども、ここを少し見直ししていきたいと思っております。

1つは、特に活動補助金に対しては、100人以下、200人以下、300人以下、300人以上という形の中で4段階に分かれて活動補助金を出させていただいておりますが、一人でも多くの方に参加していただくことが自主防災会の一つの大きな役割であろうと思っております。来年を目途にしっかりと整備しながら、この補助額に対して増額していきたいということを考えております。

もう1つは資機材の補助金でございますが、今、限度額を50万円という形の中において85%まで補助をさせていただいております。つい最近の名古屋における吹上展示場会場で、防災上のさまざまな資機材というのが展示会として発表がありました。先ほど議員のほうもドローンというような話がありましたけれども、その吹上の展示会場で一番スペースをとっておったのはドローンでございます。約3分の1のスペースが、さまざまな機種 of ドローンが構成されておるということでございます。先ほどの安城市は1機150万円を2機購入されたわけでございます。そうした形の中で、人が行けないところに対してAEDの機器を運ぶとか、さまざまな医療品を運ぶとかというような役割で、非常に大きな機能が出てきているドローンが今開発をされておるわけでございます。弥富市が購入するかどうかについては、これからよく検討していかなきゃならんというふうには思っておりますけれども、私は資機材の補助金についても、今、私どもが定めている品目では足りないだろうと思っております。そうした形の中で、どのような品目を追加して、それを補助させていただくかということについて来期までにしっかりとまとめて、その補助金に対する品目の拡大を図っていききたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、ボランティアとボランティアコーディネーターという話につきましては、議員おっしゃるとおりでございます。さまざまな災害からこういうようなことが発生してきたわけでございますけれども、昨今の熊本の地震に対しては、ボランティアとコーディネーターの役割が明確でなかったということで、支援体制と受け入れるほうの体制が整っていないということがいろんな角度から言われておることも事実でございます。これは事前計画がしっかりと

されてないんだらうと思っておりますので、ボランティアと行政、そしてボランティアとコーディネーター、コーディネーターと行政という一つ一つの関係をしっかりと連携をとった計画をしていかなきゃならない、あるいはその中においてマニュアルをしっかりと作成していかなきゃならないと思っております。いま一度この辺のところを、いろんなところの反省も込めて、社会福祉協議会、あるいはボランティアコーディネーター、あるいはボランティアの方々等を含めて、しっかりとした弥富市としてのあり方についての検討を加えていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 質問の途中でございますが、暫時休憩します。再開は午後１時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後０時０４分 休憩

午後１時００分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦議員。

○１１番（三浦義光君） それでは引き続き、次は２項目の熱中症対策による小学校運動会の春移行のお話について少し質問させていただきます。

まず、学校ということでございますけれども、昨年の６月議会でしょうか、炭竈議員の質問の中で小学校へのミストシャワー設置というような項目がございました。当時の御答弁のほうでは、弥生小学校、桜小学校には試験的導入が図られているというようなことでございましたけれども、ことしの夏に向けて、状況はどのようになっておるでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小学校のミストシャワーの設置についてお答えいたします。

27年度８月に既に市内の小学校全てに、小学校の昇降口に設置済みでございますので、御報告申し上げます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○１１番（三浦義光君） 本格的な使用ということになりますと、今年度の夏ということでございます。また、効果のほどの感想ということでございますけど、お子さん、また学校側のほうに聞いていただきたいと思いますと思っております。

それでは、本題のほうに入らせていただきます。

現在、弥生、白鳥、十四山東部、西部の小学校では運動会が春に挙行されております。この春に移行した理由ということでございますけれども、秋開催ですと夏休み後の残暑が厳しい９月に練習をしなければいけないという、熱中症対策ということが一番の春に移行したと

いう要因ではなかろうかと思っております。ただ、春に移行するということのメリット・デメリットがあろうかと思えます。メリットということであれば、先ほどの熱中症対策ということ、また行事の分散化を図るというようなことがあろうかと思えます。また、デメリットとしては、小学校1年生なんかですと入学したてだとか、ほかの学年にしてもクラスがえ直後であったりとか、練習期間がそんなにとれない、集団演技など複雑な演技が行いづらいというようなことが上げられるんじゃないかと思えます。弥富市として基本的な考えはどのような形になっておるのでしょうか。また、4校それぞれどのような経緯で春に移行されたのか。また、残り4校ですか、春に移行されない理由というようなところ辺を少しお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 運動会の開催時期に関してお答えいたします。

現在、小学校の運動会は、春（5月）開催が弥生小、白鳥小、十四山東部小、十四山西部小の4校であります。秋（9月）の開催は、桜小、大藤小、栄南小、日の出小の4校でございます。もともと秋に開催しておりましたものを春に移行しましたのは、暑さに伴う熱中症対策はもちろんのこと、時期的に台風などによる天候の理由や学校の行事の分散ということも考慮しての上でございます。

メリットといたしましては、4月は新入学やクラスがえで、まだなれていないころに運動会の練習がスタートすることで、友達をつくりやすくしてクラスの団結力を高める目的もあります。

一方、新1年生が入ってきたばかりで練習時間が短いということもあります。そこで平成24年度より弥生小が春（5月）開催に移行しまして、その検証結果をもとに25年度、おのこの小学校において開催時期の検討を行い、26年度から移行し、現在に至っております。

熱中症対策のみを考えれば、春の運動会の開催は、さわやかな5月の天候の中で練習ができ、熱中症リスクは緩和されると思われます。しかし、運動会の捉え方が各校さまざまであり、秋に開催している学校では、運動技能の発表の場ばかりでなく、伝統的な演技、種目を組み込んでおり、保護者、祖父母、地域の方々が楽しみにされていることもあり、練習時間の確保、技術の向上のために秋の開催を継続しております。

秋（9月）開催の学校につきましては、熱中症対策として開催日を9月下旬とする、児童席へテントを張る、練習中の小まめな給水や小休憩をする、暑さ指数などの確認により練習の可否を判断する、練習時間帯や練習場所の工夫など、児童の健康状態に十分注意して実施しております。

また、春開催校の保護者の意見としましては、地区コミュニティ運動会の日程が近い、テントが設置されていてよい、気候がよいため練習時の病気・けがが少ないなど聞いておりま

す。なお、白鳥小学校においては、保護者アンケートを実施しており、現在集計中であります。

いずれにいたしましても、開催時期につきましては学校の判断とさせていただいております。以上です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 各小学校の事情もございまして、その辺は学校側の判断ということとよろしいでしょうか。

白鳥小学校のアンケートについてということは、現在集計中ということでございます。また内容については少しお聞きをしたいなとは思っております。

私も白鳥小学校のほうをお邪魔させていただいたときに、数人の方でございすけれども、保護者の方にお聞きしたというようなことでございすけれども、おおむね春開催には好意的なお話を聞いてはおります。確かにデメリットもありますけれども、新学期になって環境が変わっての早々の大きなイベントを開催することが、クラス、学校全体、そしてみんなが一丸となって頑張るムードを高められるということで、これからは運動会イコール春というイメージも、弥富市だけではなくてほかでも広がっていくのかもしれない。

時間的にもうあれですんで、次の質問に関してはまた委員会のほうでさせていただきたいと思っておりますので、これで私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

また、その後の打ち合わせ等により、順番や内容、言い回し等が少し変化していることもございすけれども、御了承いただきますようお願いいたします。

今回は、保育所の受け入れ、保育士の確保、処遇改善について質問させていただきます。

弥富市は、「子育てするなら弥富市で」というキャッチフレーズを文字どおり実践している、子育ての環境といたしましては他市に比べても努力し、よい環境に努めているのではないかと考えております。特に保育環境といたしましては9カ所を公立で持っており、保育料は愛知県でもトップクラスの安さであり、また待機児童はなく、生後3カ月からの受け入れや一時保育、病児・病後児保育なども、市民の声に耳を傾け導入いたしております。その結果、この少子化社会であっても、近隣市町の子供の人口が1割、2割と減少していく中で弥富市は横ばいを続け、最近多少減少しておるところもございすけれども、それでも他市と比べれば大きな差をつけており、この保育環境は弥富市の最大の売りであると思っております。これはもはやブランドと名づけてもいいかなと思っており、子育てブランドと言っても過言ではないかと考えております。逆に、もっともこの子育てブランドの環境は自信を持って多く広くPRしてもよい材料ではないかと考えております。

しかしながら、このブランドを維持していくのも人一倍の努力が必要となってきます。努力なしのブランドは、すぐに廃れてしまいます。それは特にこの少子化時代にあってはなおさらだと思っています。それには、この子育てに関して努力を惜しまない市としての覚悟が必要かと思っています。それにかかわらず、最近は十四山保育所の通園バスを廃止したり、10月から保育所の給食を民営化したりと、少し不安な要素も感じるころがございます。そして、先日、希望した保育所に入れるかどうかわからないという保護者の声をお聞きしました。

そこで、まず質問させていただきたいのですが、希望した保育所に入れなかったケースがあるのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

本市は、これまで子育てするなら弥富市へとして、子育ての支援や教育環境の整備など、未来を担う人づくりに力を入れてまいりました。保育所では待機児童が出ないよう、保育の量の確保にも努めております。

御質問いただきました保育所入所につきましては、昨年11月に公立9園を申し込みされた方は全員4月に希望どおりの保育所に入ることができましたが、3月に転入された方でお1人、第1希望で弥生保育所を希望されていらっしゃいましたが、第2希望の西部保育所に回っていただいた方がいらっしゃいます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 11月に申し込まれた方は全員入られているということで、直前に申し込まれた方が第1希望から第2希望という形になったということでございます。

確かにこれは待機児童とは呼ばないと思いますし、よそでいえば第2希望に入れたということであれば、かなり万々歳じゃないですけども、そういったことはあります。ただ、どうしてこの希望がかなえられなかったのかというのは、その原因というのはどういったところにあるとお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） この件につきましては、申請の時点で受け入れの定員に達してしまったため、小学校区が同じである第2希望の西部保育所に入園をしていただきました。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 受け入れが定員がということでございます。この定員というのは、スペース的なことでの定員ということでいいですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育士の数が入所の年齢によって決まっております。そうした中におきまして、保育士の数と定員は決まっております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 保育士の数ということでございました。

また、もう1つは、育休などであらかじめ申請してあっても、入れるかどうかは1カ月前にならないとわからないと保護者の方から聞いております。そして、逆にもし入れなかったらどうするんですかと質問したら、入れなかったら育休を延ばしてくださいという対応だったという話も聞きましたが、そう言われても、育休期間は会社によってももちろん決まっておりますので、簡単に延ばせと言われて延ばすことはかなり難しいところがあるんじゃないかなと思いますが、そのあたりの認識についてはどうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育所の入所につきましては、9園の市立保育所と弥富はばたき幼稚園を加えた10園で調整をし、できる限り希望に沿うように対応しております。

御質問は、1年間の育児休業が明けてから復職に伴う年度途中の入所でございますが、お子さんの保育所入所年齢はその時点ではゼロ歳児となりますので、ゼロ歳児の保育士の配置基準は子供さん3人に保育士1人となっております。保育所を限定されなければ入所は可能でございますが、保育所を限定されますと、保育士の配置基準を超えてお預かりすることができませんので、まず保育所の限定を解いていただいて入所できることを御提案申し上げます。御両親からできないというお返事をいただくときには、育児・介護休業法の規定に基づき、正当な理由があれば、子供が1歳6カ月になるまで育児休業の延長ができますので、入所ができないことを理由として会社に育児休業の延長の御相談をされることをお願いしております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 保育園をまず限定されなければ、どこかには入れるよという御返答と、育児休業が1年、あと半年延ばせるよということでございますけれども、まず保育園を限定されなければというのは、仮に例えばこのあたりに住む方が、ひの度を希望して桜や南部になったという程度ならまだしも、ところがこのあたりに住んでいながら、例えば栄南や十四山、大藤等じゃなければ入れませんよとなった場合は、これはこれでかなり難しいところがあるんじゃないかなと思っております。

それでも、このような要望や不安に応えられなかった問題というのは、この根本はじゃあどこにあるのかと思うんですけれども、それは人材の確保が難しい、保育士の確保が難しいことが根底にあるんじゃないかなと思っております。

そこで、昨年度は市長からも正規の保育士をふやしていきたいという御回答がありまして、じゃあ昨年度どれぐらいの募集をかけて、実際どれぐらい採用してどれぐらい来たのか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 保育士の不足を解消するために、この職員の募集につきましては、例年は新規採用職員の人員を8名程度としておりましたけれども、平成28年度につきましては2倍の15人とさせていただき、保育士の採用試験を行ったところでございます。1次募集、2次募集を合わせて30名の方の応募がございまして、15名の方に最終合格者の通知を出させていただいたわけでございますけれども、このうち6名が辞退をされましたので、平成28年度の保育士は9名の採用をさせていただきました。

繰り返しになりますけど、29年度も今年度と同じ15名の募集をさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、要するに15人ほど募集したけれども、採用自体は確かに15人採用しておりますが、結局、確保としては9名ほどしか確保できなかったということでございます。

では、この不足分をどうしていくのか。今はどこもかしこも保育士不足で悩んでいる自治体が多いと思いますけれども、この保育士の確保がすごい困難だと言われております。しかし、潜在的な保育士はもっといるのではないかなと思いますし、その掘り起こしを考えていけば、もう少し確保しやすくなるのではないかなと思っております。

例えば、今回の募集の受験資格を見ると、平成4年以降に生まれた人、平成6年以降に生まれた人と、圧倒的に募集年齢の幅が狭いと私は感じました。確かに新卒採用としてはもちろんこれで合っていると思いますし、このとおりかもしれませんけれども、これだけに頼っているのは保育士の確保ができなかった、これが結果だと思っております。保育士のとり合いの時代の中で、他市と同じように募集をかけても確保は難しいんじゃないかなと思っております。

そこで、ぜひお願いしたいのは、そういう枠を取っ払ったわけではないですが、ある程度緩和した中で、中途やキャリアを積極的に採用し、保育士の人材の掘り起こしをしていってはどうかなと思っております。個人的には、例えば子育てのために一旦保育士として離職をした、しかし子育てが終わってから復帰しようとする年代の40代なども対象にしていったらどうかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 保育士の数をどうしていくか、どのような形で補充という形の中で新たな採用方法を考えておるのかという御質問でございますけれども、今、議員がおっしゃい

ましたキャリア、経験者を採用していくということは非常にいい方法であろうと思っております。一旦保育士としてお勤めになり、子育てであるとかさまざまな事情によって保育士を退職された方というのは非常にたくさんお見えになるわけでございます。そうした方々にもう一度保育士という形の中で戻っていただいて、弥富市の子供たちを育てていただきたいと思いますというわけでございますけれども、そういったことに対して私どもといたしましては、現在、正の保育士が98名、そして臨時保育士が182名おりますけれども、正職の保育士は足りないということは重々理解をしておるところでございます。そうした形の中で、キャリアという形の中で採用していくわけでございますが、市としての採用する一つの基準というのを設けておりまして、定年を60歳と仮定した場合に、共済年金の受給資格として組合員の期間が25年以上になるように年齢の制限を設けておるところでございます。そうした形の中で、定年ということを前提にしながらもキャリアを採用していかなきゃならないと思っております。

また、仮にキャリア保育士を採用するならば、子育てが一段落した40歳を過ぎた世代が望ましいのですが、年金の受給資格との兼ね合いだとか処遇の均衡の問題もあると思っております。そういう形の中で、私どもとしてはこの条件というのはなかなか満たせる人が少ないだろうと思うところでございます。そういう形の中で、現在といたしましては育児休業をするという形で保育士が見えるわけでございますが、その期間に正の保育士を採用していきたいと思っておるところでございます。詳しくは、この9月議会の条例の上程を準備してまいります。そうした形で、育児期間という形の中での短期の採用というようなことになるわけでございますけれども、こういった形の方法をとりながら、いずれにいたしましても正保育士を確保していきたいと思っております。

しかしながら、正の保育士98名、そして臨時の保育士、非正規の保育士という形の中では182名見えますけれども、この人件費たるや9億4,000万円かかっておるわけでございます。私どもの全体的な弥富市職員の人件費が28億でございます、予算が。そのうちの9億4,000万を保育所関係に費やしておるわけでございます。そういった形の中では、私どもの気持ちをしっかりとくみ取っていただきたいと思っております。待機児童をしない、そしてゼロ歳児、乳児からのお預かりをするということに対しては、非常に大きな人件費を含めたところの経費が発生しているということについても御理解をいただきたいところでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 人件費としても大きく費用がかかるということと、先ほど市長から言われたのには、保育士の育児休業中の方、休職中の方、資料をいただいております、今は7名おりますけど、例えばその7名を短期的に正規として募集したいというお考えでございます。

あと、キャリアにしては、25年間の組合的なことや年金とも絡む状態の中で考えていき

いということでございますけれども、年金等でいえば、これは例ですけれども、国民年金と厚生年金、要するに合わせて25年ということであれば年金の受給資格はあるということと、あとまた厚生年金は年金2階建て構造だと思っておりますので、1階の国民年金層と2階の厚生年金で、厚生年金を納めている方であれば、その300カ月、要するに25年とは関係なく納めた分の比率でもらえると理解しておりますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 年金の関係のことでございます。

納付された年金保険料につきましては、年金事務所が一括して管理しておりまして、原則的に300カ月、25年あれば、基礎年金を受給するための最低限の期間が確保されるものでございます。また、納付した保険年金と厚生年金の月数は通算されますので、最大480カ月納付すれば基礎年金額が満額支給されまして、厚生年金の金額は保険料納付額に比例して支給される制度になっております。

ただし、単に保育士の数を確認し、年金の問題だけをクリアするのであれば、議員のおっしゃるとおり、採用する年齢は40歳の方、またあるいは50歳の方でも構わないと考えております。しかし、就職はその方の人生における大きな節目であります。どのような方を採用したとしても年金の受給資格があるようにする、またせっかく公務員を目指しておみえになるならば、共済年金のみで受給資格があるという方を採用するほうが望ましいのではないかといい中で、年齢の設定もしております。

また、保育士は事務仕事と異なり、重い荷物を持ったり、また子供のだっこなど体を酷使する仕事でもございます。12時間の範囲で勤務の割り振りが行われ、土曜・日曜の勤務もございます。やはり年齢も無関係ではないと考えております。

さらに、現在の副所長クラスの最少年齢は40歳ほどでございまして、熟達した保育士ならば、それ相応の給与と待遇、または組織でございまして、いろいろと均衡の問題もございます。このようなことを総合的に勘案いたしまして年齢の設定をしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 年齢については、年金の問題はクリアできても、そのほかの処遇等の問題、均衡の問題等ございますので難しいということでもありますので、今後、様子を見ながら、もし改善できるところがあれば改善していくという形で、まず一歩踏み出して、先ほど市長が言われたとおり、保育士を積極的に正規保育士、期間的ではありますけど、そういう形で補充されるということは一歩前進かなと思いますので、そのあたりを踏まえて質問を続けたいと思います。

また、じゃあ何でこの弥富市は、募集をかけて辞退される方が6名いらっしやった、要す

るに保育士が集まらないのかというのは、これはうわさですけども、こんなうわさを耳にしております。弥富市は、子育てするところには大変よい環境だけでも、逆に働くほうは大変だと、こういうことを聞いたことがございます。

そこで、今の保育士の待遇、労働環境がどのような状況に置かれているのか、まずそのあたりで市の認識を伺いたいと思いますが、お願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨年、首都圏におきまして1人の主婦がこのようなメールというか、そういったことを発信されたことを皆さんも御承知だと思っております。「保育園落ちた日本死ね」という言葉が全国に広がっていったわけでございます。そのような形の中で待機児童というか、特に首都圏における保育所に入りたい人があってもなかなか入れないという実態、いわゆる待機児童の実態があるわけでございます。そうした形の中において、急速に今、その辺を改善していこうというのが首都圏の中に特に目立つわけでございます。小学校等の仮の施設をつくってでも、そこで保育所をつくって運営していく。当然、保育所としては、保育士という人たちが必要になってくるわけでございます。そういうことが全国で急速に出てきたということに対して、保育士不足ということが輪をかけていると思っておるところでございます。

しかしながら、私ども弥富市の保育士に対する待遇でございますけれども、決してこれは日本全体としても、あるいは地域としても、私としては誇れる状態の待遇をさせていただいております。まず、離職率ですけども、平均すると7.8%という形で、これはいろんな事情でおやめになるケースがあるわけでございます。年平均にしますと8名前後がおやめになるという、統計的にそんな数字でございます。全国的には10%ぐらいという形の数字が示されておるわけでございますので、若干私どもとしては離職率は低いかなあと思っております。

そしてまた、保育士の一番である給与でございますけれども、これは本市では一般職の職員と同じ待遇をさせていただいております。平成27年の平均的な給与については、34歳の年齢で月額約29万8,000円ということを支給させていただいております。また、これは同じ年齢からすると全国平均的には22万円ということでございますので、7万円強平均給与としては高いというような状況でございます。こうした形の中で、保育士という形の中ではありますけれども、一般職と同じ待遇をさせていただいておりますということに対して御理解もいただきたいと思います。

ただ、これは給与のみが待遇の基準ではないということは十分私どもも理解をしているところでございます。保育士における業務の改善を日々所長さん等で、私ども行政のほうの担当課としっかりと打ち合わせをして、過重労働にならないように、あるいは残業が多く発生

しないように、あるいは有給休暇が取得できやすいようにというような職場での改善に常に努めておるところでございます。

いずれにいたしましても、さらに待遇改善を進めながら、正保育士としての位置づけをしっかりと確保していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど市長からも言われたように、給料についてはほかと比べても結構、私どもは一般職と同じ給料表を使って昇給等も同じということで伺っておりますので、そのあたりについてはいいことだなと思っております。例えば全国的な平均を比較すると、これは全産業平均でございますけれども、33万3,000円程度の労働者全体の平均でございますけれども、全国の保育士の平均は21万8,000円程度となっており、先ほど市長がおっしゃったような問題が起こり、保育士不足ということもありまして保育所を移られた方、そういう方たちに大変迷惑をかけているのではないかなということで、今、そういった声が盛り上がって、野党共闘の間では5万円の保育士給料を引き上げろとか、そういった要求をさせていただいており、安倍政権はそうした声を受けて、渋々2%、6,000円程度引き上げをいたしたところでございます。

しかし、先ほど言われたように、弥富市では正規保育士は一般職と同じ給料表で、昇給自体も変わっていないということで、給料の面を見れば、もっとアピールをして、こうした環境になっているよということで保育士確保に努めていただきたいなと思っております。

あと、そうしますと問題はじゃあどこにあるのかというと、先ほど市長も言われたように、給料だけではなく、働く環境にあるのではないかなと思っております。クラスごとの正規保育士の配置図や臨時職員、派遣職員の配置の数等の資料を要求させていただきまして、それを見せていただきましたけれども、そういった人たちの負担を減らすために、もっと人をふやしていくということが解決の方法としては一番なのかなと思っております。

また、市長もさっき言われたんですけれども、どのような業務に負担を感じているのかを把握して、解消のためどうするのかをしっかりと前向きに改善していくことに努めて、休憩時間もちゃんと休める状況をつくるですとか、年休などもちゃんととれるようにしていくとか、より働きやすい環境をつくっていく努力をさらにもお願いしたいと思っております。

そしてもう1つ、今、保育所を支えている大きな力として活躍されている、正規のほうは先ほど言われたように待遇等を今後改善していく方向で考えてもらえばいいんですが、もう1つは臨時保育士の待遇改善が僕は必要かなあと思っております。これは、私、議員になってからも幾たびか質問しておりますけれども、その中で忌引休暇がとれるようになったりですとか、多少時給が上がったということもございますけれども、まだまだそういった待遇としては正規と比べて大きく差が開いているのではないかなと思っております。特に常勤的非常勤の

ような、保育所運営には欠かせない存在、そういった人たちの待遇を大きく改善する余地があるんじゃないかなと思っています。

ようやく日本では、同一労働、同一待遇、同一賃金の考え方が広まりつつあるのじゃないかなと思っていますけれども、まだまだその実態が追いついていないというのが現状です。企業や自治体のコストカットの大部分が、そうした非正規に負担を押しつけている。以前は終身雇用、また正規職員が当たり前の世の中でございましたが、そうした中で人生設計も考えられ、結婚とか、そうした先のことも考えられてきたんですが、今ではじゃあどうなっているかといったら、学生が社会から出たときに当たり前のように、半分ぐらいが非正規という状況で雇用されています。そして、大学等がかかってくる学費等は奨学金を使っていくということでございますね。そうすると、奨学金という借金を背負って非正規の状態で返済していくだけでも本当に大変な状況だと思っておりますし、それが結婚できない若者の実態をつくり出したり、少子・高齢化、内需が冷え込む、そうした全然回復しない景気の最大の理由なんじゃないかなと思っています。

それを解消していくためには一番何が必要なのかと考えると、非正規の地位の向上と雇用は正規が当たり前の世の中、社会を取り戻していくことしか方法がないんじゃないかなと思っています。そのためには、こうした公的なところで、うちが別に官製ワーキングプアとかそういうことではないんですけれども、そうした官製ワーキングプアに近い存在をつくり出すべきではないと考えています。

そういう意味においても、この常勤的非常勤などの働かせ方の地位の向上と待遇改善は、それこそ当たり前なんじゃないかなと思っていますけれども、市はこうした職員への積極的な待遇改善の考え方はございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 臨時職員さんの処遇改善、あるいは臨時職員さんと正規職員の同一労働、同一賃金の考え方ということを御質問でございますが、まず同一労働、同一賃金というような労働政策ということにつきましては、政府与党が一億総活躍社会実現のためという形で大臣まで設定されて、この言葉が出てきたわけでございます。御承知のとおりでございます。しかしながら、同一労働、同一賃金という形の中においては、まだ日本の正規・非正規という形の中においては、歴然としてその格差があるわけでございます。男女の格差であるとか、地域間の格差であるとか、さまざまな形の中での経験等々においても格差があるわけでございますけれども、これはそう簡単に埋められるものではないということをまず議員とも共有していきたいと思っております。長年培われた日本の労働政策という形の中では、そう簡単に同一労働、同一賃金という形にはなりません。

また、政府与党も、この問題に対して具体的にどうしていったらいいかという手順につい

ては何も述べてないわけです。そういうような状況で、この場所で私は議論すること自体もいささか違うんじゃないかなあと考えておりますけれども、議員はどのように、この同一労働、同一賃金をお思いになるかわかりませんけれども、しかしつい先日、地元の新聞紙がこの辺のところの問題についていろんな考え方を述べていたようでございます。日本は先進国、ヨーロッパとか、あるいはアメリカと比較すると、この辺のところがおくれているんだと。ヨーロッパ型の80%ぐらいまでは正規・非正規の時間給の格差というものを縮めていかなきゃならないというふうにその新聞では言うておりますけれども、その辺のところのバーはまだまだ高いものがあるということでございます。

確かに、正規と非正規の仕事の役割の中においては、その責任と権限という形の問題が別途あらうと思っております。そうした形の中で、正規職員というのは非常に大きな責任を持って仕事をしていただいております。子供さんの安全、あるいは保護者に対してどのように伝達していくか、あるいは担当保育士としての責任ある保育をどのように今後していくかということについて、正規職員の仕事の質的な問題と量的な問題、量も非常に長時間にわたって業務をしていただいております。そういうことからして、正規職員と非正規職員の賃金格差というのはやむを得ないと思っております。

また、私たちとしても、ここのところ多くの議員の皆様方の御忠告もいただきながら、非正規職員・臨時職員の賃金については時間給も改善してきました。これからはしっかりと煮詰めながら、その辺のところは改善していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そういうような形の中で、先ほども言いましたように、保育所における正職員98名、臨時職員・非正規職員が182名ということでございます。その人件費の総額を9億4,000万円と言いました。これは全体の中で33%ぐらいになるんですね。そのような形の中で私も弥富市は保育所に対して、子育てするなら弥富市へということに対するリスクを負いながらもしっかりとやっていきたいということを御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長自身も、正規と非正規の差を危惧しておられる一人かなあとは思っております。ただ、社会的な状況としては、まだまだそれは改善に至らないということでありますし、人件費等が多額なものになるというのは私自身も感じておりますので、その辺については同じ気持ちかなあとは思っておりますけど、この状況をつくり出したのは、市や自治体だけの責任とは僕も思っておりません。むしろ、どんどんと業務だけは押しつけて、財源、お金を出さない国のほうにも責任があると思っております。財源がないとよく言うておりますと、また消費税増税が先送りになって、余計にそうした社会保障費等が財源がないと言われておりますけれども、しかしそもそも消費税で社会保障の財源をつくるということ自

体がおかしいと思っています。

例えば軍事費にはどんどん予算をふやして、今や5兆円を超えていると。大企業などにはさまざまな減税をして、先ほど三宮議員も4兆円ということではおっしゃっていましたが、そうした本来回収すべき税収を回収せずに、そのツケを庶民や自治体に押しつけておいて財源不足は許されないと思っています。だからこそ、もちろん私たち日本共産党といたしましても、逆に財源提案としましては、消費税に頼らない別の道があるということで財源確保の提案はさせていただいております。それはもちろん全力で努力していきたいと思っておりますけれども、ぜひ市長にも自治体の長として国に対しても、先ほど危惧されているようなことを積極的な態度や姿勢で示していただいて、その役割を果たしていただきたいと思っています。先ほどこの非正規問題に対してはどのようなお考えかということは伺いましたので、ぜひ積極的な国への働きかけ、また市長会等での発言をお願いしたいと思っています。

そして、また弥富の子育てというのはこんなに頑張っているんだよと、予算もたくさんつけていて、「子育てするなら弥富市で」の名に恥じないものを持っているんじゃないかなあと思います。そして、またさらに先ほど言われたように改善改善という形で検討しているということで、これは自信を持って全国的にアピールして人を集めると、人口をふやす形でPRしていただきたいなと思っています。そのためにも、ぜひ今の弥富の子育てブランドとしてしっかりと覚悟を決めた上で、積極的な保育の質の向上、先ほど言われておりますけれども、それを支える保育士さんたちの業務負担の緩和、休憩時間や休みがとれる、そうした働きやすい環境づくり、また非正規や臨時職員等の地位の向上、処遇改善を行って人材を確保していただきたいなと思っています。保育する側もされる側も、さすが弥富の子育てブランドだと言われるような努力を引き続いて頑張ってくださいことを期待しておりますので、ぜひそのようにお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に乳幼児に対するB型肝炎ワクチンの接種について質問をいたします。

B型肝炎はウイルス性肝炎の一つであり、日本ではC型肝炎に次いで多い肝炎であり、B型肝炎ウイルスはほかの肝炎ウイルスよりも血液中のウイルス量が多く、感染しやすいと言われています。B型肝炎は感染してから症状がほとんどないままウイルスが体外へ排出される場合もありますが、急激に症状が悪化して急性肝炎となり、まれに命にかかわる劇症肝炎を引き起こす可能性もある疾患です。

また、将来的に恐ろしいのが、ウイルス感染した後に体外へ排出されずにウイルスが肝臓にすみつく状態、いわゆるキャリアと呼ばれる状態になることです。キャリアとなっても症

状はほとんどなく、検査をしなければ感染しているかどうかはわからずに、特に子供は大人に比べてキャリアとなりやすいことがわかっています。そして、このキャリアの状態が続くと、肝臓に炎症が起こり、肝機能の異常が見られる慢性肝炎という状態になり、その後、肝臓の細胞が破壊をされて肝機能が大きく低下する肝硬変と呼ばれる病気、そこからまた肝がんへと進行する可能性もあると言われています。

現在、このB型肝炎ウイルスに感染している人の数は全世界で約3億5,000万人とも言われており、そのほとんどが持続的に感染をしている、いわゆるキャリアと呼ばれる状態であり、その中で年間約50万人から70万人がB型肝炎に起因する疾病、肝硬変や肝がんなどで死亡していると推定をされています。大人になってB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんなどで苦しんでおられる方たちの多くは、子供のときに、それも3歳までに感染したためだとも言われています。これまで日本では、多くがB型肝炎ウイルスのキャリアの母親から赤ちゃんへの母子垂直感染によるものでございましたが、1985年より健康保険の給付により予防接種が進み、母子感染によるキャリアは減少しているといえます。

一方で近年、問題視されているのは、父子感染などの家庭内感染や保育園などでの子供同士による水平感染です。これらの感染経路がわからない場合も多く、より一層予防接種による予防の重要性が増しています。特に乳幼児期は唾液や汗、涙などの体液を介して感染する機会も少なくありません。

これを受けて世界保健機関（WHO）は平成4年に、全ての赤ちゃんにB型肝炎ワクチンを接種するユニバーサルワクチネーションを勧告し、既に2008年の時点においてWHO加盟国の193カ国のうち177カ国でB型肝炎ワクチンが定期接種となっています。そして、日本でもようやく厚生労働省の予防接種基本方針部会の中で平成28年、本年10月からですが、B型肝炎ワクチンの定期接種化が承認をされたところでございます。

そこでまず、この10月からの定期接種制度につきまして、本市としてのタイムスケジュールについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） それでは、炭電議員の御質問にお答えいたします。

定期接種制度について本市のタイムスケジュールはという御質問でございますが、先ほど御説明の中にありましたが、B型肝炎ワクチンは平成28年10月よりA類疾病として定期接種化となります。A類疾病とは、接種対象者またはその保護者等に接種義務が課せられるものをいいます。定期接種化に対する詳細が現在まだ厚生労働省のほうから示されておりませんが、現段階での情報としてお答えいたします。

対象年齢は生後1歳に至るまでの間にある方です。今年度の接種対象者は平成28年4月以

降に出生した方となります。

本市のタイムスケジュールでございますが、7月か8月ごろに海部地区保健医療部会が開催されまして予防接種委託料の単価の決定、それから9月の議会で補正予算の審議をお願いしたいというところと、9月にその該当者に通知をし、10月から接種開始を予定しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま国の制度の10月の接種開始日と同時にスタートしていただけの御予定だということでお聞きをいたしました。

それでは、今後、定期接種化に対する周知の方法と現時点における予防接種率がわかるようでございますら、大体で結構ですのでお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 周知の方法と予防接種率の関係の御質問でございますが、赤ちゃん訪問という事業を実施しておりますが、4月以降に出生された赤ちゃん訪問時に予防接種の説明の中で、B型肝炎ワクチンが10月から定期接種になるということを御説明させていただいております。また、市のホームページでも紹介させていただいております。

予防接種率についてでございますが、今の段階では任意接種でございますので把握できません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） B型肝炎ワクチンの定期の予防接種においては、必要となる接種回数は3回でございます。適切な接種時期は生後1歳に至るまでに完了することが求められています。平成28年10月に定期接種を開始する場合、同年4月以降に出生する者であれば、先ほどお話もありましたように、適切な接種期間にそれを実施することが可能であるとされております。

そこでお尋ねをいたします。B型肝炎ワクチンの定期接種開始時における対象者を平成28年4月以降に出生された方、要するに平成28年の4月から9月生まれの方も、この方たちもさかのぼって救ってあげることができるのでしょうか、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 定期接種の開始時以前の4月から9月生まれの方の接種について市の考えはということでございますが、先ほど議員が申されましたように、今年度の定期接種の対象者は平成28年4月以降に出生された方となっております。しかし、厚生労働省のほうの要領・要綱、Q&A、こういったものが新しい定期接種になった場合は示されるわけですが、こういった要綱等がまだ示されておられませんので、この4月から9月

末までの生まれの方の対応につきましては、それが出てから考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） よろしく願いいたします。

それでは次いで、定期接種化における1年間はお1人に対しましては無償ということになりますけれども、例えば風邪とか何らかの理由で3回目が接種できなかった、そうやって1年が過ぎてしまったという場合のお子様に対する3回目をどうお考えになるか、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 定期接種化の1年間で3回の接種内で打てなかった場合、こういったときの対応についてということでございますが、接種方法はワクチンを27日以上の間隔で2回、さらに初回接種から140日以上経過した後に1回接種となっております。先ほど議員のほうから標準的な接種期間の説明がございましたが、生後2カ月に達したときから生後8カ月に達するまでの間の期間ということで標準的な接種期間になってございます。赤ちゃん訪問時や4カ月健診時に規定の期間内に接種いただくよう御案内していきたいと考えておりますが、これも厚生労働省の具体的な要領・要綱等が示されてから対応を考えてまいりたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） B型肝炎ワクチンの定期接種が開始となれば、ほかのワクチンと同様に対象者へは個別通知とかが送られるなどして周知がされると思いますけれども、接種率についても大きく伸びるものと思います。

そこで私が懸念しておりますのは、国の定期接種の対象から漏れたお子さんの接種に関してでございます。先ほども申し上げたとおり、大人になってB型肝炎ウイルスによる肝硬変や肝がんで苦しんでおられる方々の多くは、子供のとき、それも3歳までに感染したためだと言われています。これに関しまして、平成23年の厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会予防接種の部会というところで、ワクチン評価に関する小委員会の報告書の中でもありますけれども、感染者が1歳未満の場合は90%、1歳から4歳の場合は20%から50%、それ以上の年齢になると1%以下で持続感染状態、いわゆるキャリアに移行すると報告がなされています。この報告からも、1歳以上の乳幼児に関しましても、B型肝炎ウイルスに感染し、キャリアとなるリスクは決して低いものではなく、接種の重要性を感じます。

これまでの日本におけるB型肝炎ワクチンの接種状況の一つの指標として、昨年2015年3月から4月に、ミキハウス子育て総研「ハッピー・ノート・ドットコム」というのがございまして、この中で子育て中のお母様とお父様320人を対象にアンケートを実施いたしてお

ります。その結果によりますと、B型肝炎ワクチンを受けた方が33.5%、約3人に1人がワクチンを実際に受けておられます。今後受ける予定と回答した方が7.5%、こうした方を含めると約4割の方が接種に積極的であることがわかっています。

一方で、約6割の方が何らかの理由によりワクチン接種に積極的ではないわけでございまして、アンケートの結果最も多かったのが、「任意接種だから」が52.7%、次いで「医師から勧められないから」が33.9%、また「ワクチンを知らなかった」という方は33%、またB型肝炎ワクチンは3回の接種で約1万5,000円の自己負担額ということもございまして、「自治体の助成がないから接種はしない」という方が32%ということで、上位を占める理由は、いずれも定期接種ではないことや自治体の助成事業がないことが理由とされています。

本市におきましても、まだワクチン接種を済ませていないお子様の中には、これらの理由による未接種の方が多くいらっしゃるのではないのでしょうか。そして、これらは全て定期接種が開始となれば解消されるわけであり、定期接種に限らず市の任意助成事業による公費負担での接種機会があれば解消されるものと考えます。こうした身体的・経済的負担も乳幼児期にワクチンを接種することで多くは予防することができ、まさに予防にまさる治療はなしということが言えるかと思います。

そこで、これらの状況を踏まえましてお伺いをいたします。

定期接種の対象から漏れてしまう1歳以上のお子様に対しましても、市の任意助成事業として公費負担での接種機会が得られるよう接種の推進をしていただきたいと思います。この点について市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 定期接種対象外の1歳以上の子供たちへの公費負担ということについての考えはということでございますが、長期療養特例として、他の予防接種と同様、免疫機能の異常など長期にわたり療養を必要とする疾患等により接種対象年齢の間に接種を受けられなかった方、こういった方が接種できるようになった場合は定期接種として取り扱いますが、それ以外は定期接種の対象でなくなりますので、公費負担は考えておりません。以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁、公費負担へのお考えはないということでございますが、定期接種の対象外である1歳以上のお子さんには、少なくとも3歳児までの助成であれば、最長でも1歳児が4歳を迎えるまでの3年間の時限的な事業となり、定期接種開始時の0歳児は高い接種率となろうかと思いますので、それ以上の事業継続は必要がなくなることから、定期接種開始からの3年間だけでも予算化をしていただき、3歳児までの任意助成事業を実施していただきたいと思います。再度御答弁をいただきたいと思います。よろ

しくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 3歳児までの3年間、任意助成を予算化してはどうかという御質問でございますが、平成25年度以降に定期接種になったA類疾病の対象ワクチンが、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、こういった定期接種になった疾病がございますが、この全てが定期接種に切りかわったとき任意接種としての助成はしておりません。したがって、今回のB型肝炎の定期接種化においても、任意接種の助成は考えておりません。極力1年以内に3回接種していただくよう周知していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） B型肝炎に罹患をしてしまうと治療が非常に困難であり、その費用も高額であると伺います。インターフェロンによる治療や抗ウイルス薬を一生服用していかなければならず、費用は年間およそ80万円近くかかるということでございます。乳幼児に対するB型肝炎ワクチンは、少なくとも3歳までの救済措置が望ましいと考えます。これは永続的な助成事業ではなくて、定期接種開始時に対象から漏れたお子さんが一定の年齢に達するまでの時限的な助成事業になります。今からでもワクチン接種によってB型肝炎から救われる多くの乳幼児がいる現状において、定期接種の対象となるゼロ歳児から漏れる、外れるということだけで公費負担での接種機会が得られない、またワクチン自体の存在すら知らないで接種の必要性の判断ができないということが起こらないためにも、定期接種の対象から漏れる乳幼児への対応につきましても、今後、前向きに御検討いただきたく強く要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

それでは、2点目に未来に向けた胃がん対策として、中学生へのピロリ菌検査について伺いをいたします。

胃がんは日本人のがん発生部位の上位であり、毎年、10万人から12万人が罹患しており、医学の進歩により早期発見・早期治療がなされるようになってきたにもかかわらず、毎年5万人の方が亡くなられていると言われております。そのわけは、胃がんにかかる患者数がほかのがんと比べて圧倒的に多いままであり、胃がんの原因への対策が放置されてきたからでありました。その原因とはピロリ菌です。

ピロリ菌とは、正式名称を「ヘリコバクター・ピロリ」といい、胃の中でも生きられる特殊な細菌であり、日本では全人口の50%、40歳以上では70%、50歳以上の年齢層では80%以上の感染率があるとされています。幼少期に感染することがほとんどで、年齢の高い方の感染率が高いのは、戦後の衛生状態の悪い時期に汚染された水もしくは井戸水などから感染したケースが多く、経口感染も主な感染源となるため、幼少期に両親などから感染しているケ

ースが多いと言われております。

ピロリ菌は、一度感染すると除菌をしない限りは半永久的に胃の中にすみ続けることになり、胃がんなどによりピロリ菌がすめない状態にならない限りは自然に消滅することはありません。胃がん患者の胃の内部からもピロリ菌が約98%の確率で摘出されることから、胃がんに関係していると言われております。

今までピロリ菌の除菌は、特定の疾患がない場合は保険の適用外とされておりましたが、ピロリ菌が胃がんの主な要因であることを国も認めまして、2013年から特定の疾患に罹患していなくても除菌のための保険治療を受けられるようになりました。まずはピロリ菌の有無を調べるのが胃がんを予防する第1歩となります。厚生労働省のデータでは、胃がんの原因となるピロリ菌は、ほとんどが5歳以下の幼児期に感染するとされ、今や若年者を対象とした検査、さらには除菌について注目が集まっています。

このような中、中学生を対象としたピロリ菌検査を開始する自治体がふえつつあります。その先進事例といたしまして、例えば大阪府高槻市は、2014年の4月から全国初でピロリ菌について中学2年生を対象に尿検査による抗体検査をし、陽性反応が出れば除菌治療の費用を全額補助という事業を開始しています。また、岡山県真庭市では、中学2年生と3年生を対象とした、同じく尿中ピロリ菌抗体検査や尿素呼気試験を実施しております。そして、北海道の夕張市や福島町、また稚内市では、中学生と高校生を対象に実施されています。兵庫県篠山市では、昨年度から中学1年生全員を対象に、同様に尿検査でのピロリ菌検査を開始しております。さらに、佐賀県では県を挙げて、ことしの4月から全中学3年生を対象にピロリ菌検査が導入され、ピロリ菌感染の有無を調べ、検査の結果陽性であれば、治療への誘導をし、治療費の助成を行っております。このように、早期発見・早期予防の重要性から、中学生へのピロリ菌検査を行うところがふえつつあります。

そこでお伺いをいたします。本弥富市におかれましても、中学生へのピロリ菌検査を導入し、早期予防をと考えますがいかがでしょうか。本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 中学生へのピロリ菌検査を行う自治体がふえているという中で、本市も中学生にピロリ菌検査を導入してはどうかという御質問でございますが、胃がん、胃潰瘍、胃炎、こういった疾病に影響を及ぼすヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌は、胃粘膜にすみ、らせん状の桿菌という桿のような菌でございますが、胃酸を中和するウレアーゼという酵素を出すことで胃の中で生息しています。感染経路は完全には解明されておりませんが、水系感染（経口感染）、こういったところが考えられております。

感染は、先ほど議員がおっしゃられたように、幼少時の4歳から5歳、こういった時期に

感染するという、免疫力の弱い時期に感染するという事になってございます。検査方法は、内視鏡検査で胃粘膜組織を採取して行う方法と、尿、血液、便、呼気、こういったところから検査する方法があります。どの検査にも偽陰性の可能性があるということから、2種類以上の検査を行ったほうが確かな診断となります。

中学生のピロリ菌検査の実施市町村は、若いうちに除菌することにより、がん予防効果を高めるために行われておられます。また、陽性者に対する除菌治療を考える場合、治療薬が成人向けといいますか小学生では不適合でございます。高校生は進学で遠方に出るケース等があるため不可となります。高校受験等に直接影響のない中学2年生を対象にしているところが多いです。検査方法も、簡単に行える尿検査で実施しているところがほとんどでございます。検査で陽性結果が出た場合、できれば家族の方にも検査受診をお願いし、その結果によっては除菌治療を行っていただくほうがいいかと思います。

本市におきましては、胃がん等の原因の一つとされるピロリ菌を早期除菌することにより、胃がん等の発生リスクを低下させることにつなげられるということは認識しております。全国でも中学生のピロリ菌検査を取り入れられている市町村は少しずつふえてきておると思います。しかしながら、愛知県及び海部医療圏ではまだどの市町村も取り入れてないと思われるます。

ピロリ菌検査は、検査するだけでは意味がありません。除菌を行って初めて意味をなすものです。今まで成人に対する除菌が主でございましたが、中学生の除菌に対しては、抗生物質が薬として使用され、健康被害など注視する点もあるかと考えております。よって、中学生のピロリ菌検査は現時点では考えておりません。

国は、がん対策推進基本計画におきまして、ヘリコバクター・ピロリについて、除菌の有効性について内外の知見をもとに検討するとしております。今後も国及び近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今、御答弁いただきました。

若年層への検査、こうした取り組みは、将来、胃がんを発症して治療などで多額の医療費を要することになるかもしれないリスクを大きく引き下げることになるかとも思います。胃がんを予防すれば治ると言われております。早期発見・早期治療につなげていただいて、胃がん撲滅を目指す上からも、弥富市におきましてもぜひこうした検査の取り組みがなされることを今後御期待申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は2時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時15分 休憩

午後 2 時 25 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） こんにちは。14番 佐藤高清でございます。

本議会に一般質問を 2 点の通告をさせていただいております。市街化調整区域における人口増加プランについて、そして弥富市地域づくり補助金についての 2 点であります。早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

市街化調整区域における人口増加プランについて質問をさせていただきます。

現在の弥富市は、人口 4 万 4,356 人、面積 48.18 平方キロメートル、全域が海拔ゼロメートル地帯であります。国勢調査等の統計上では、近年、人口増加傾向が見られるものの、少子・高齢化の加速によって人口の減少が予測され、さらには地域経済の発展や活力ある地域社会の形成が直近の課題とされる弥富市において、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

その中で、新しい人の流れをつくることを目標に掲げ、潜在的な移住希望者が弥富市への本格的な移住・定住へと結びつくよう移住の促進、弥富市出身者の地元企業に対する就職率向上を目指し、このためには住宅・住環境の確保が重要な条件となると思われるわけであり、弥富市のさらなる飛躍、明るい未来にとって、弥富市への人と仕事の流れをつくり出し、これを好循環させることは、言わずと知れた最重要課題ではないでしょうか。

そんな中、新聞紙上等で報道もされました名古屋競馬場の弥富市移転計画について、新たな人と仕事の流れを生み出すという視点からではかなりの有力な計画だと捉えられます。周辺地域は大きな人と仕事の循環が生まれると同時に、新たな環境変化も起こることになります。当然、メリット・デメリットが存在する話ではありますが、最終的な判断は総トータルの総合的な判断からとなります。今回、一般質問として事前に通告してある内容も人や仕事の流れに関するものでありますが、その話に入る前に、この件に関する現状では一番大きなプロジェクトとなり得る話だと思いますので、大変突然ではありますが、報告できる範囲で結構でありますので、名古屋競馬場の弥富市移転計画について市長としてお話ができることがあったらお願いできないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 名古屋競馬場の弥富市移転計画についての御質問でございます。

3 月 17 日午後でございましたけれども、愛知県大村知事に知事公室に呼ばれました。少しお話をしたいことがあるから来ていただきたいということで、私としても興味津々というような状況の中で大村知事のところへは参じたわけでございます。そうしたら知事のほうか

ら、名古屋競馬場の移転について4項目についてお話をいただきました。

1つは、名古屋競馬場の現状は、施設の超老朽化が進んできている。現地での名古屋競馬場の建てかえは、基本的には手狭も含めて不可能であるというのが第1点でございました。

また2点目は、経営面では赤字体質をようやく脱却し、累積の債務の返却にめどがついた。そして、その要因はネット販売における売り上げの大幅増であるというふうにお話をいただきました。経常収支がV字回復をしているということであるわけでございます。

3つ目のお話は、競馬場の土地スペースは名古屋市内に残された貴重な資源でございます。今の名古屋競馬場の土地でございます。ネット対応さえ適切に対応すれば、移転しても経営的には可能であろうという形の中で、弥富市における名古屋競馬場のお話でございます。

最後に、弥富のトレセンの場所は76ヘクタールあるわけでございますが、トレセンへの本場の移転が可能かどうか、この1年をかけてしっかりと検討し、跡地についてはその利活用を別途検討していきたいというお話でございました。

そして、3月29日には、皆さんも御承知のように、愛知県知事より、現在の名古屋競馬場をアジア大会の選手村の候補地として、競馬場は持続可能な施設として弥富トレーニングセンターに移転できないか慎重に検討をするという発表が3月29日にございました。3月17日のお話と3月29日のお話の整合性が、そこで私も理解をしたわけでございます。そうした形の中で、2026年のアジア大会に対して共同開催ということで愛知県と名古屋市が名乗りを上げられたことは、もう議員各位も御承知のとおりでございます。最終的にはことしの9月25日、ベトナムのダナン市で開かれる国際会議で決定されると聞いております。大村知事も現地のほうへお出かけになり、積極的にアジア大会の招致という形の中でPRをされるわけでございます。

つい先日、伊勢志摩サミットが開催をされまして、主要国7カ国の大統領、首相が伊勢志摩のほうへお集まりになったわけでございますが、それと同時期に日本の近隣のアジア各地の首脳国というか、そういった大統領とか首相が名古屋のほうにお泊まりになりました。私も出かけさせていただきまして、アジア近郊の首脳国の人たちに対して大村知事が、アジア大会の招致に対して積極的な応援をお願いしたいということを盛んにおっしゃってみえました。私は、そういうような知事の積極的な活動も踏まえて、実現性が極めて高いというふうに思っておるわけでございます。また、ぜひ実現をさせていただきたいと思っております。

実現をすれば、新たな雇用の発生であるとか南部地区における昼間人口の増加等の地域活性化効果が大いに期待をされるところでございます。近隣市町、駅からのアクセス等々、いろんな課題もありますけれども、招致が決定した暁には、名古屋市、あるいは愛知県に対して西部臨海工業地帯、そして南部のさらなる活性化ということに対してさまざまな要望を議会ともどもお願いしていきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。現時

点では、お話しできる段階はこの程度でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 2026年開催予定の愛知県・名古屋市の共同での第20回アジア競技大会の大成を祈るところでございます。そして、この計画が実現すれば、新たな雇用の発生、南部地区での昼間人口の増加等の地域活性化効果が期待できる一方、近隣市町、駅からのアクセスの課題も生じてくることが想定できるわけであります。いずれにいたしましても、南部地区の大きなインパクトとなることと考えられます。そこで私どもは大歓迎をするところでありますので、どうか市長を初め皆さんの御尽力をいただいて、この開催予定の第20回アジア大会の成功を祈るところでございます。

それでは、農地集約や開発の妨げとなる登記上での所有者がいない土地と登記上での所有者のいない土地、またその対策に関する質問に移ります。

全国的な問題として、数年前から空き家の問題が指摘されてきました。空き家の放置は、防犯、安全、環境と、さまざまな面で影響を与えていることは皆さんも周知のとおりだと思います。空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、その対策が本格的に開始されました。そして、最近では所有者のわからない土地がふえているのも現状であります。

外交や経済等で政策研究、提言を行うシンクタンクの公益財団法人東京財団が行った土地の所有者不明化に関するアンケート結果では、52%の回答率で全国888自治体から回答が寄せられ、557自治体が何らかの問題が発生したことがあるとのこととあります。固定資産税の徴収ができない、空き家の老朽化に伴う危険家屋化、土地の荒廃がその現状であります。安定した税収源である固定資産の徴収ができなくなるという重要な問題もありますが、その前に建物の老朽化や土地の荒廃は、そのもの自体の価値を引き下げることへつながり、価値が下がることで思うように売りたいくても買い手が見つからなかったりと、悪循環を招いていると言わざるを得ません。

そもそもなぜ所有者がわからない土地が全国的に増加しているのか、その原因はどこにあるのでしょうか。これは、どうしても遠隔地の方の土地管理や相続放棄との関連性を考えなければいけないはずです。弥富市を離れ、全国各地で活躍する弥富市出身者は数多くお見えになります。弥富市に優良農地を所有していても、日々の仕事に追われ、活用したくても頻繁に現地に来られないことがあったり、利用権設定や中間管理機構への農地貸し出しを行いたくても、その手続を行うための時間を設けられないなど、厳しい現実が実際には存在をしております。所有する限りは永遠に一定の固定資産を支払うことになります。これでは土地を手放すことの検討を余儀なくされ、こうなることが将来的に明らかであるならば、相続するとなった段階で放棄する方法も一つの選択肢として検討されるでしょう。

事実、インターネット等を検索してもすぐわかることでありますが、こういった案件を専

門家である弁護士や行政書士に相談すると、放棄や寄附といった手段も提案されています。行政も税収面で穴をあけないようにすることで精いっぱい、あらゆる手段を講じて所有者を見つけ出すことは、費用対効果からいっても余り得策とは言えないかと思います。

この問題はさまざまな要素が複雑に絡み合い、多岐にわたり影響を及ぼしていることだと思います。今、弥富市において、この問題が大きな課題になっている、なりつつあるとまで私個人としては思っておりませんが、今後10年、20年後を見据えれば、このことがかなりの重荷となるやもしれないと、その可能性を誰もが否定できるものではありません。10年、20年後の弥富市を担うであろう20代、30代の若い世代にも真剣に考えていただきたい課題だと思います。我が弥富市議会においても、20代、30代の同僚議員がお見えになります。若く、10年、20年先の弥富市を担っていく同僚議員の方々にも、その若さでいろいろな角度でさまざまな取り組みを発言していただければと思っております。まず、この現状を整理し、そして認識することがスタートラインになります。

そこでまず、農政の分野として、現在、T P P等の厳しい農業に対する未来予想がある中で、国、都道府県、市町村と全国を挙げて担い手育成と、その担い手に対する農地集約を推し進めているわけではありますが、現状としてそもそも所有者不明の農地は弥富市内に存在するのでしょうか。

また、その過程において所有者がわからないことが理由で大きな妨げとなった、集約できなかった、そういったトラブルがあった等の事案はあったのでしょうか。

そしてまた、道路拡張、施設建設、区画整理といった開発事業の過程においても、所有者不明の土地、宅地の存在の現状はどうなっているのか、また何らかのトラブル等が発生したこと等はあったか、確認をさせていただきたいと思います。

さらには、この件は今後の弥富市の将来にも起こり得る課題だと強く認識しておりますので、実際にあった対応事例や、今後このようなことが発覚した場合での対応策等もお答えしていただきたいと思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） それでは、お答えをさせていただきます。

農地におきましては、土地の所有者等の所在が不明な場合、また相続人が明らかでない場合がございます。相続の手続が完了してない農地は940筆、約80ヘクタールありまして、市内の農地の約4%を占める割合となっております。そのような農地につきましては農地中間管理事業による貸し借りの手続が行えませんので、農地集約の妨げになっております。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） それでは、2点目の御質問にお答えさせていた

だきます。

公共事業として私有地を取得しなければならないとき、土地の所有者等の所在が不明な場合や相続人が明らかでない場合がございます。そのような場合の所有者の所在不明や相続人不明と判断するまでに相当の時間を要することがございます。また、それが原因で事業進捗に影響を及ぼしている事案もございます。

次に、実際にあった場合の対応でございますが、これらの場合、その財産を管理する者を置く制度といたしまして、不在者財産管理人制度や相続財産管理人制度がございます。公共事業を計画している市が利害関係人としてみずから家庭裁判所に申し立て、不在者財産管理人の選任または相続財産管理人の選任が認められ、家庭裁判所の権限外行為の許可を得た上で、不在者財産管理人または相続財産管理人から土地を取得することができます。

また、土地区画整理事業や土地改良事業の場合におきましては、換地処分の通知等をする場合に支障となります。その事業の公共性から、通知内容を公示することによりかえることが可能となっております。一般的に公示送達と称されている制度でございます。これは、過去の弥富の土地区画整理事業でも事例がございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 部長、課長という形で答弁をいただきました。相続人が明らかでないということで滞っておる部分があると、また相当の時間を要しながら進捗に妨げがあるということでもあります。

この問題につきましては、道路開発のおくれとか、また佐古木駅前のロータリーの予算がつきましたけれども、これがおくれているとかという問題で、市民の方それぞれが、どこからどういう情報をいただいておりますかわかりませんが、こういった問題で大変おくれでおるということで、今後、弥富市にこれからもこういった問題が起きてくるということで、何をやっても時間がかかるわねえという話でありますので、こういった対応については速やかに対応していただくと同時に、今後起きてくることを想定しながら各部署においての御尽力いただくことをお願いしておきます。

次に、子供が減少している自治区や大規模集落への住宅建設の推進について質問をさせていただきます。

弥富市が新しい人や仕事の流れを生み出すことに取り組むことや、所有者不明の土地、建物の現状も見えてきました。しかし、弥富市は優良な農地を多く抱え、市街化調整区域も多く存在しています。そのため、宅地開発など多くの規制が存在することも事実であります。多くの方に住んでもらいたい、でもなかなか住宅が建てられない、こういった矛盾やジレンマも正直存在をしております。

弥富市は、子どもの医療費無料化、日の出小学校の新設や三ツ又池公園の開園など、育児、

教育や環境づくりにも力を注いできた実績はあります。にもかかわらず、家が建てられなくて多くを迎え入れられないのが実態であります。市街化調整区域では少子・高齢化が進み、子供の数も激減してきました。この状況をルール上いたし方ないと指をくわえていられるような状況は過ぎたと思っております。現行のルールの中で、やれることは最大限やっていくしかありません。

市街化調整区域のルールの中に、既存宅地に対するものは通常の建築確認の手続で認められており、先ほどからの私の質問で空き家の話をさせていただきました。この空き家は既存住宅と捉えてよいのなら、空き家を利用させていただくことが何よりであると思います。

また、大規模集落となりますと、それだけ広大な土地も存在しております。名古屋市という大都市の郊外での比較的立地条件もよい弥富市であります。古くから農業で栄えた土地柄もあり、その一軒一軒を見ていくと大きな印象は否めません。そのような家が空き家となると、その管理も大変なこととなります。その大きな空き家を市街化調整区域における既存宅地と捉えるならば、庭つき一戸建て、また駐車場つき、また家庭菜園可能といったかなりの優良物件に変化させることも可能であります。しかも、近所のおじいちゃんやおばあちゃんの農業指導つきという付加価値もつけば、もう言うことはありません。

いろいろな角度で、いろいろな発想での解決策は考えられると思いますが、この空き家の件も踏まえ、特に子供の数が減少している自治区に対する対応策や住宅促進策など大規模集落に対する住宅建設方策等の２点で、弥富市が今検討していることがあるなら、答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

都市計画法上では、大規模集落は市街化調整区域内に係る開発行為許可の運用に関して、知事が指定するおおむね200戸以上連檐する集落をいいます。この大規模集落内で住宅建設をするには、市街化調整区域決定以前から所有していた土地や、市街化調整区域決定前から継続して生活の拠点を有する者が自己用住宅を建築する土地等の要件が必要となっております。その他開発審査会基準には、相当期間適正に利用された住宅等のやむを得ない用途変更や、既存の宅地における開発行為や建築行為等の許可基準がございます。このように、現在の開発許可基準でも対応可能な場合もございます。

次に、市街化調整区域内に住居系の地区計画を定める手法でございますが、愛知県の地区計画ガイドラインには、主なものとして、市の都市計画マスタープランに土地利用が明示されていること、駅、幹線道路、役所等の既存ストックからおおむね1キロ以内であること、道路、水路、公園等の施設整備が確実なこと、また津波、高潮、湛水区域等の危険区域を含まないなどのような要件が示されております。これは、かなりハードルも高くなってござい

ます。

また、議員御指摘の空き家等の問題に関しましては、弥富市でも近年、適切な管理がなされていない危険な家屋や、空き家からの樹木や雑草の影響等の苦情がふえてきております。このような危険家屋等の対応としまして、秋には専門家を含めた空き家等対策協議会を設置する予定でございます。将来的には、この協議会で空き家及び空き家除去後の跡地活用に関する事項を含む空き家等対策計画の策定検討や、来年度から予定をしております弥富市都市計画マスタープランの改訂作業 ―― これは2カ年で行いますが ―― におきまして、弥富市南部地域の活性化とあわせ、弥富市の人口減少地区の将来像をしっかりと考えていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、課長のほうから、マニュアルどおりの答弁をいただきました。

今、冒頭、市長のほうから、10年後には競馬場という大きな計画があると、そして弥富市は人の流れを新しくつくと、そして財源は南部に偏っておると、安定した財源が南部から入ってくるよという形の中で、あす、あさって住宅をつくってくださいという質問じゃないんですよね。何とかいい形で、競馬場が完成したときには南の集落に住宅が建たないかというような思いで質問をさせていただいております。あえて質問の中に地区名は出しませんでしたけれども、明らかに南部地区のほうでこういった問題が起きてきておることは事実であります。また、十四山地区の市街化の中でも、少子・高齢化ということで人口が減少してきているわけであります。あす、あさって、住宅をつくりましょうということなら、こういったマニュアルで窓口でわかるわけでありますけど、10年先、20年先に弥富市が住宅化ということで何とかいい方法はないかといって、そんな思いで今質問をしておるわけでありますので、10年先、20年先に明かりをともししてほしい、一寸の光明が見えるなら、そこに向かって我々は思いが変わってくると思いますので、何かいい答弁があったらよろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 市街化調整区域内における住宅促進ということにつきましては、なかなか妙案がございません。それは議員のほうで御承知のとおりでございます。農業委員会のほうにさまざまな案件に係ってくるわけでございます。今お話がありました南部地区における空き家ということに対しても、最初は農業を夢見て入植されたとか、農業を夢見てその地域を活性化されたということがあるわけでございます。しかしながら、時代の流れというものは現実的であろうとも思います。

我々としては、縛りとしての農地法であるとか、あるいは建築基準法であるとか、こういったような法的なものを最優先という形の中で縛られてしまっておりますので、これを市町

村の単位でその判断ができるように国とか県にかけ合っていくということが非常に大事だろうと思っております。我々としても市街化調整区域をいかに活性化していくということが、私どもの弥富市の魅力あるまちづくりに対して非常に大きな課題であることは重々認識しております。そうした中で、市町村単位の中でこの縛りがもう少し、市街化調整区域が市街化に対して転入できるというようなものを努力してまいりたいと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 弥富市だけでなせることができないとなれば、近隣の行政ともタイアップをしながら、10年先、20年先の人口増加という対策に取り組んでいただきたいと思いますところであります。

我々は勝手がいいわけでありまして。隣の行政で住宅が建った。また、隣の行政で住宅が建ちつつある。いいところだけ見るんですよ。勝手のいいことばかり我々は言います。そして、この2月に、地域のまちづくりは地域の皆さんが主役ですよと訴えて我々は当選をしてきおります。できるだけ多くの住民が抱える問題を我が弥富市が吸い上げて、競馬場という大きなプロジェクトが成功した暁には、やっぱり弥富市さんは10年前から取り組んでおったんだと、知恵を絞っておったんだという形ができれば最高と思っておりますので、どうか関係各位には御尽力いただくことをお願いするところであります。

そして、先ほどの課長のほうからの答弁でありました空き家に対する地区の中の予定があるということをやっとメモすることを忘れましたので、再度、空き家に対する現状把握の仕方について、もう一回お願いします。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 空き家に対する把握の方法はということでございます。

実はきのうなんですが、区長六役会がここでもございました。その中で空き家の現状把握、実態調査をお願いさせていただきました。今後、区長さん及び区長補助員さんにも、6月の半ばから7月の頭にかけて、順次学区ごとをお願いに上がってまいります。

またそれと、あと消防署さんですとか業者等の持っているデータだとか、そういったものを総合して、今年度末までにはそういったデータベースを構築しようと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） また改めて、区長さん、区長補助員さんに新しい仕事を依頼することになります。大変忙しい中に御足労をかけることとなりますけれども、これは佐藤高清が質問するで、きのう連絡したということはありませんか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） そのようなことはございません。当初から予定をしておりました。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 2時半という大変眠い時間帯でありますので、ちょっとアドリブを入れておかしな質問をしたわけでありますけれども、市のほうはそういった計画があったという中で、たまたま私のほうからの質問と重なったということでありますので、この空き家に対する調査も、先ほど言いましたように、区長さんまたは区長補助員さんには大変な仕事になるわけでありますので、皆さんの御協力を得て確実な情報を整理していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この空き家を調査することによって、空き家に隣接する農地という問題も来るわけであります。また、この農地の問題につきましては、農業委員という形で協議、審議されるわけでありますので、そういった協議提案がされた場合、市長のほうも一度農業委員会のほうに來られて、ともに審議をしていただきたいと思いますと思いますが、市長どうですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変重要な案件だと思っておりますので、また農業委員会のほうにも顔を出させていただきまして、委員各位の御意見等も聞いていきたいと思っております。

ただ、先ほどの農地、あるいは固定資産の相続の話でございますが、御承知のように相続は、いつまでにやりなさいという期限が決められておりません。これが一番実は難問題でございまして、その方が亡くなっている。亡くなっている先のこういった形でそれをつないでいくということについては、大変な努力が要るわけです。そうした中で、空き家対策に対しましても相続がきちっとされていないということに我々としては頭を悩ませているということでございます。

また、明後日、鈴木議員からの佐古木の火災等のお話もございますけれども、その件につきましても相続のことについていろいろと調査をさせていただいておるわけでございますが、壁にぶち当たっているのが現状でございます。しかし、人の財産でございます。我々が公費を使ってどうのこうのということは、相当注意深くしていかなきゃならないということもございまして、御理解も賜りたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 各論に入っていきますと、さまざまな問題が発生してくるわけでありますので、その辺のところは慎重に取り組んでいただきたいと思います。

また、人口減少という形の中で、この弥富市内を見ておりますと、市街化調整区域における住宅の建前、件数は非常にふえているかのように思うわけです。しかし、弥富市の人口がふえてこないという現実について、市街化調整区域における住宅の建設は推進しておるけれ

ども人口がふえないといった、この部分についての分析はどのようにされてみえますか、答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

近年、市街化区域で土地区画整理事業が完了しました平島地区内におきましては、平成22年、23年前後で集合住宅を含む住居系建設が多くなっておりましたが、現在は年間120戸程度と落ちついております。一方、市街化調整区域の住居建設数は年間約70戸となっております。

また、人口におきましては、桜・日の出小学校区の平成27年時点の人口は、平成22年の国勢調査人口に比べ数百人の増加を示しております。本年2月には平成27年国勢調査の人口速報値が発表され、平成22年調査までは順調に人口を伸ばしておりましたが、27年調査での速報値は4万3,275人と、前回調査とほぼ同数となっております。

また、近年は出生及び死亡を含めた転入・転出者数がほぼ同数であることから、市街化調整区域から店舗、病院、学校や駅などが立地している利便性の高い市街化区域への人の流れが想定されます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま課長のほうから報告していただきました。市街化調整区域から、また店舗、病院、学校や駅などが立地している利便性の高い市街化区域への人の流れが想定されているというお話でありました。

市街化調整区域に家を持つ本家が、息子や娘のうちは利便性の高い平島とか前ヶ須地区に家をつくって、単に弥富市内だけで人口が動いていると、そういうふうに捉えていいですね。そういう現象だと思います。

家がこれだけ建って人口がふえないということでもありますので、建てられないところに家を建てるということは人口増加につながるといいますので、ぜひいろんな形で勉強をしていただいて、調整区域内で人口をふやす施策をみんなで考えて取り組んでいただくことを切に要望して、次の質問に入らせていただきます。

弥富市地域づくり補助金についての質問をさせていただきます。

地域づくり補助金の事業趣旨は、弥富市では少子・高齢化社会の到来や地方分権社会に対応し、市政の運営を図るため、また第1次弥富市総合計画で目指す市民と行政との協働のまちづくりを推進し、情報・意識の共有、市民参画、NPO等の育成・支援を一層発展させるため、地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的かつ主体的に行う公益的なコミュニティ活動事業に対し、その経費の一部を補助するとあるわけであります。

そして、補助対象団体、対象事業、対象期間、補助金限度額、応募方法、申請・報告書類

等の詳細は弥富市ホームページでも説明はされております。ただ、ホームページ上に掲載されている募集要項を見ただけで、的確に理解できる団体は一部に限られてはいないでしょうか。対象となる事業がわかりづらい、煩雑な手続が面倒だという声が聞こえてきます。はたまた団体の固定化とも捉えられないよう、いろいろな分野で活躍してみえる市民の方にも、もっと積極的に参画していただきまして、事業趣旨にもあるように住民提案型である市民・行政との協働のまちづくりの推進を推し進めていかなければならないと考えております。

まず、現状を把握するためにも、課題分類別、テーマ別の現在の活動状況について報告していただければと思います。どの分野の活動が多く申請されているのか、また継続・新規件数等が増加傾向にあるのか、市民の皆さんへのこの事業に対する浸透度等がわかるようなデータがあれば、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） この地域づくり補助金の制度につきましては、平成20年度に創設いたしました。中身につきましては、議員おっしゃったとおりの理由として、地域づくりの担い手、地域のまちづくりをするということで、その趣旨でつくらせていただいております。

平成27年度の実績といたしましては、全部で69団体の活動に対して補助金交付をいたしております。その内訳といたしまして、防犯パトロールや防災教育、交通安全講習会などの地域の安全、防災・防犯分野とうちのほうは捉えておりますが、それが14団体ございます。それと、高齢者の居場所、生きがいくつくりやボランティア研修会などの福祉・健康分野が7団体、道路や公園など清掃や除草、用水路の浄化、花壇づくりなどの環境保全・環境美化分野で26団体ございます。親子で触れ合う音楽教室やスポーツ体験などの子供の健全育成分野として4団体、伝統芸能や歴史の伝承、文化・芸術の振興などの文化・芸術・スポーツ振興分野が13団体、また子供から高齢者までの触れ合いや人材育成研修などのその他の分野として5団体がございます。件数的には、中でも環境保全・環境美化分野で活動されている団体から多くの申請がされております。

また、継続・新規の件数についてでございますけれども、平成27年度は2年目以上の継続団体が62団体で、新規の申請は7団体でありました。

なお、ここ5年間の新規の申請状況につきましては、23年度が21団体、24年度が8団体、25年度が10団体、26年度が5団体であり、毎年、申請団体のうち約1割程度が新規申請でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから報告をしていただきました。27年度においては69団体の活動ということで、またテーマ別では7のテーマ別になろうかと思っております。詳しく報告していただきました。またこれをしばらく分析させていただきます。

今後、この事業の発展、浸透を考えた場合、事例報告会等を開催し、市民の皆様方にも周知・PRしていくことは必要不可欠であると思います。また、担当部署としても現状をみずから分析し、それを次に生かすサイクルの過程で新規協働事業の開発へとつながる努力は現状の中のどのような点にあるか、その考えの説明をお願いいたします。

また、20年から28年まで続いておるわけでありませうけれども、申し込み基準の見直し等、順次進めていかなければならない時期になってきていると思います。弥富市内の企業からの申し込みについてはどのようなお考えであるか。地域の活性化を大きなものにするためには、住民、行政だけではなく、その地域で活躍する企業もその担い手であります。事業所独自の活動ではなく、その周辺コミュニティとの共同申請であったり、自治会等の地縁団体であったりと、申請団体としての幅は保てるのではないのでしょうか。この点もあわせて答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 事例報告並びに周知・PRということでございますけれども、各団体により実施されました事業の実例報告につきましては、各担当部署においては現在のところ行っておりませんが、今後でございますけれども、市ホームページに補助団体の活動実績を掲載してまいりたいと考えております。

また、地域づくり補助金の周知・PR活動については、市民の皆さんに広く知っていただけるよう、市広報やホームページを利用し、積極的に周知・PRを図っていきたいと考えております。

なお、地域づくり補助金については、先ほど申し上げましたように、環境美化活動や防犯パトロールを含め多様な活動をしておりますので、協働という観点からも地域づくり補助金担当課と各活動に関する事業担当課とも連携を図り、各団体がより活動しやすい環境づくりに努めたいと考えております。

もう1点の、この地域づくり補助金事業の中に企業を対象に加えてはどうかという御質問でございますけれども、活力ある地域づくりにおきましては、コミュニティ推進協議会や自治会・町内会、NPO団体を初め各種団体と行政との連携が必要不可欠であります。また、地方創生に向けては、行政の取り組みだけでなく民間との協働も求められておるところでございます。そのような中で地域の活性化を促進する上で企業が重要な位置づけにあることは、議員のおっしゃられるとおりでございます。しかしながら、ともに支え合い地域の課題をみずから解決していくためにも、まずはコミュニティ推進協議会を初め地域住民が主体となった団体等の活動を基本に協働のまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、現段階では企業を地域づくり補助金の対象に加えることは考えておりません。

企業も社会の一員であるとの考えで、企業自身はCSRという企業の社会的責任のもとに

社会貢献活動などを行ってみえます。地域の皆さんとともに協力しながらまちづくりを進めていただけるものと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） この事業に対して、関係する事業担当課とともに連携を図りながら、各団体がより活動しやすい環境づくりに努めていくという考えでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、新規加入団体への加入促進を目指していく点で、まちづくりの推進を加速させる新規分野での参入と、その新規団体を幅広く求めていくためにも、もう少しハードルを下げ、申請作業の初心者を受け入れていく必要があると思います。新規申請団体のために、申込書記入内容においてわかりやすい記入例・事案を作成してもよいのではないかと思います。分別による申込書内容、申し込み可能な団体活動規約とその対象説明、団体の組織化の3点を集約して事例として示していただければよいと思います。新規加入の促進に着目し、今後、協働事業の趣旨にのっとり幅広く市民の方々の理解と参加を勧めていくためにどのようなことを検討してみえるか、検討すべきか、答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

補助金の申請におきましては、弥富市地域づくり補助金交付要綱に規定する様式にて提出していただくこととなっております。様式は、弥富市補助金交付規則に基づいて定めておるものでございます。補助金申請時に必要な書類につきましては、団体の概要や構成員、活動状況、事業計画など、補助金の交付決定を行う上で必要なものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、申請書の記入につきましては、地域づくり補助金の応募要領に記入例をつけておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、新規申請団体におかれましては、担当課でございます秘書企画課において、対象事業や対象経費、記載方法などについて説明をいたしますので、お気軽にお問い合わせ願えればと思います。

なお、事案につきましては、各年度の交付実績一覧を作成し、ホームページに掲載しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

また、これまでに御質問、お問い合わせをいただいた内容を踏まえた地域づくり補助金Q&Aを充実させまして、申請がしやすい環境づくりに努めてまいります。

今後とも、各地域づくりを最前線で実施される団体等を積極的に応援してまいりますとともに、団体等の育成につきましても助言等を積極的に行ってまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 地域まちづくり補助金につきましては、平成20年から発足をいたしまして、もう7年が経過してきておるわけでございます。それぞれの団体に対しては、従来どおり力強くまちづくりという形の中で御協力をいただいておりますが、逆に我々ももう少し勉強していかなきゃならないというのは、先進市町でこういうことをやっているということを逆に市民のほうに提案して行って、新しいまちづくりということに対して御協賛いただけるようなチームをつくるべきだろうというふうに私は今考えているところでございます。私たちから、こういうまちづくりをしていただく方はお見えになりませんかというような提案も今後はしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） 今、最後に市長からいいお話を聞きました。先ほど申し上げましたように、我々は改選時期に、まちづくりの主役は市民の皆さん、あなたたちが主役ですよという訴えを続けて勝ち残ってきました。そういった意味において、市民の皆さんの意見をもっともっと吸い上げていただいて、また我々も市民の代弁者として、この議場で活発な発言をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは久しぶりの一般質問で、ちょっと緊張しました。本当にありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は3時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩を前に引き続き会議を開きます。

次に朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

私が質問させていただく項目は大きく2点、1点目は災害対策について、2点目は農業振興地域における開発事業促進についてであります。

まず、1点目の質問に入る前に、私からも、このたび熊本地震で災害に遭われた被災者の皆様方に心からお悔やみ、そしてお見舞いを申し上げ、一刻も早い早期の復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、早速1点目の質問に入らせていただきます。

災害対策についてであります。とりわけ災害時における携帯電話の役割と必要性に絞って質問をさせていただきます。

弥富市においては、これまでさまざまな災害対策の検討がなされ、十分と言っていい災害対策ができていると思いますが、今回の熊本地震のニュース等を踏まえて、1点だけ市民皆様にお知らせする意味も含めて一般質問に取り上げさせていただきました。

今回、熊本地震において新聞社の協力を得て調査しましたところ、携帯電話、スマートフォンは個人の生命線と多くの方がありがたがっておりました。無事かどうかの安否確認を初め、どのような支援物資が必要かなどをLINEやフェイスブック、またツイッターなどで個人それぞれが呼びかけました。被災者の一人は、携帯電話の通話はなかなかできなかったが、LINEはつながった。LINEのインターネット回線を介して電話するという意味でございます。友人や会社と連絡がついて支援物資をたくさんもらったと、携帯電話の重要性を強調されておられます。

携帯電話を長時間使っていると浮上する大きな課題としては、やはり充電の問題でございます。避難所に指定されている学校では、コンセントに延長コードをつけ、タコ足配線ですね、多くの人が充電できるようにされておりましたが、それでも全く足りず、携帯電話の充電にはかなり時間がかかることも懸念され、避難所の机の上には充電中のスマホがずらりと並ぶという珍しい光景もあったようでございます。

携帯電話各社が充電場所を各所で設置したり海上保安部が巡視船内で充電できるようにしておりましたが、充電場所を求める難民はあふれておりました。ちなみに、充電サービスが提供されているのは、熊本、大分、福岡県内の施設、避難所で約350カ所ということでありました。

以上の内容を踏まえて質問をさせていただきます。

まず初めにお尋ねします。災害時における携帯電話の役割と必要性について、市の見解をお尋ねします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 携帯電話の役割と必要性でございますけれども、熊本地震のような大災害に見舞われたとき、まずは自分自身の身の安全の確保から始まりますが、それが確保できたら、家族や友人の安否確認、情報収集、救援物資の確保など、人々の求めるものは多様化してきます。その際によく言われるライフラインの一つとして通信網でございます。その通信網で大きな力を発揮したのが携帯電話でございました。このことから、市といたしましても、携帯電話、スマホの重要性は十分認識しており、災害時における正しい情報の取得は必須であります。本市は現在、携帯電話、スマホ、パソコンなど情報通信機器に向けたホームページとツイッターによる緊急情報の提供に努めております。また、災害時におきましては、通信各社が可能な限り電気・通信サービスを確保し、提供できるよう、通信サービスの応急・復旧に対して協力要請をしております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 重要な役割を果たす携帯電話、またその利用確保の備えについてでございますが、災害時だからこそ利用の頻度が上がってまいります。そういった中、携帯電話の充電は、機種によっても差はあると思いますが、およそ1日しかもちません。そこで、1日1回充電ができるように充電器を確保するには、各避難所に充電設備をどれだけ配備するべきだとお考えでありますか、お尋ねします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 充電場所の確保ということでございますが、災害発生直後の停電時による電源は、災害対策本部においては蓄電池、発電機等の非常用電源により、パソコンや通信手段の電源の確保や夜間照明等を優先して使ってまいりたいと考えております。

避難所においても、通信手段の電源の確保や夜間照明等の利用に発電機を装備しています。先ほどからもおっしゃられるように、今説明したものは全て行政側の対策としてのものがございますので、避難者に対する個々の充電設備の確保までは想定していないのが現状でございます。先ほどから議員のおっしゃられるように、熊本地震でも災害時における携帯電話の重要性に鑑みまして、今後は設備の確保も考えてまいりたいと考えております。

まずは、携帯電話に関する防災モバイルグッズもいろいろな種類があり、例えばソーラー方式の充電器等もございますので、まず自助の中で準備していただくこともお願いしたいと思います。

また、共助としての電源確保として、自主防災組織において発電機の非常用電源確保も一つの方法でございます。これは、防災機器整備補助金が活用できるものでございます。この発電機につきましては、蓄電池ではございませんので、長時間の充電というのには適さないかもしれませんが、電源の確保ということで御説明させていただきました。

また、市といたしましても、災害時における電力の復旧・確保を早急にできるようにすることと、通信各社においても電気・通信サービスの確保、提供ができるよう、電力・通信サービスの応急・復旧に対して協力要請をしてまいりたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 御答弁いただいたように、充電設備を事前に市民の皆様にお知らせができれば、混乱を避けることが可能であると思いますので、その配慮を引き続き求めていきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は農業振興地域における開発事業の促進でございますが、農業振興地域内ではあるが土地の利用が望まれる地域の規制を緩和し、市側と地権者側の関係において、双方がウイン・

ウインの関係となる場合において農地転用がスムーズに行えるよう検討する余地があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律によりまして農業を推進することが必要と定められた地域でございます。そのため、農地以外での土地利用が厳しく制限されているというのが現状でございます。そのため、農振の除外や農地転用、また建築物を建築することが原則的には許可がされない地域となっております。しかし、農地以外に土地利用を行いたいという場合おきましては、個別具体的な利用計画によりまして、農地転用の許可要件を満たしているのか、開発許可要件を満たしているのかななどを慎重に審議いたしまして許可することとなりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 例えば、国道23号線の沿線においては農業振興地域内農用地区域内農地、いわゆる青地から白地化がされておりますが、この経緯を御説明ください。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 国道23号線沿線でございますが、白地化されているよということでございますが、当時、国道開通によりまして沿線利用を進め、国道利用者の利便性や地域の発展を進展させようとしたものではないかと考えられますが、残念ながら当時の資料等がございませんので経緯については不明でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） この23号線と同じように、幹線道路沿いを白地化してほしいというような地権者の方からの要望等もございます。規制緩和の対象となる地域を見出して、その御検討を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。その辺について少しお答えがあれば、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 安井農政課長。

○開発部次長兼農政課長（安井耕史君） 議員のおっしゃられますとおり、規制緩和を行い、農地以外に土地利用を行える地域を見出すということも市としましては大変重要なことでございますが、農業も市の基幹産業の一つでございます。規制緩和につきましては、地域の住民の方々の御意見を参考にし、慎重に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も県の農政課に行ってみまして、こういった内容があるというような話をしましたら、県の農政課の方々もすごく厳しくて、時間等がかかる、まず青地で

あるところに何か建物を建てたいだとか企業を誘致したいだとかいう話があったときにも、融通がきかない、すごく厳しい、すごく時間がかかるというところを少しは緩和できればということで、例えばこういった幹線道路内でそういった規制緩和ができるならば、それも一つの案だなあと思い、この提案をさせていただいております。ことしは、そういった見直しを図るタイムリーな年であるとも聞いておりますので、ぜひとも前向きに御検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

その前に一言、先ごろ発生しました熊本地震で亡くなられました方々に謹んで哀悼の意を表します。御冥福をお祈りいたします。また、被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

弥富市の災害についてと市内の人口格差について、大きく2つ質問させていただきます。

弥富市の災害対策について質問いたします。

近年、記憶に残るような災害が大きく起きているように思います。1995年の阪神・淡路大震災から21年、2004年の中越地震から12年、2011年、東日本大震災から5年、そしてことしの熊本地震と期間が短くなってきています。国・県・市町村などの行政が行うハード面（公助）では順次整備が行われています。平成になって記憶に新しいところだけでも、これだけの大きな災害に見舞われているにもかかわらず、幸いにも直面していない私たちは、月日がたつと過去のこととなりつつあるのではないのでしょうか。今回、特にソフト面（共助）も含めて質問させていただきます。

現在、市内の自主防災会の未設置について伺います。

4月末現在、20%の地域が未設置だとお聞きしておりますが、予定として残りの20%の地区に市側としてどのように働きをかける予定か、期間と具体的な方針があればお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 自主防災会未設置地区について市側はどのようにということでございますけれども、先ほども申し上げましたが、6月3日現在ではございますが、自主防災会が設置されている地区が59地区で、自治会単位でございますけれども、未設置地区としては13地区となっております。未設置地区である主な原因といたしまして、リーダーとなつていただく方がいないとか、世帯数が少ない場合や地区の災害に対する意識の深まりが少ないためなど、さまざまであると考えておりますが、市としてはそういう地区に対して、設置期

限は特に設けておりません。72地区全ての地区に対し、今後も設置を促進してまいります。

市が開催する自主防災会全体会には、未設置の自治会も参加しておられますので、その場を活用し、自主防災会設置の必要性や結成、訓練、資機材の補助などについてあわせて説明して、理解を求めてまいりたいと思っております。

なかなか防災組織設置が難しい点はあるかと存じますがけれども、例えば世帯数が少なくできないといったようなことでございましたら、隣接する地区の自主防災会と合併したりとか、訓練だけでも合同で行うとか、市といたしましても仲介していければと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 先ほどの三浦議員のほうの質問と重なる部分もございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

災害時自主防災会との連携について、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 災害時におきまして自主防災会と市との連携ということでございますけれども、災害時における自主防災会との連携ということにつきましては、市といたしましてはまず自主防災会との情報共有がございます。この情報とは、避難情報、被災情報、物資供給等に係るものなどであり、これらを各世帯に細かくまとめて伝えていただく役割を担っていただくものでございます。

また、避難が長期になった場合、避難所の運営が想定されますが、民生委員さんやボランティアの皆さんとの連携を深めて、避難者自身の協力も得ながら運営することも市との連携として担っていただくような考えでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今の御説明をいただいた中の質問なんですが、連携についての具体的な情報交換等を行ってみえてないのでしょうか。お伺いします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 特に、先ほど申し上げましたが、全体会をやる時点で、もちろん自主防災会を組織しているところとのお話はしておりますし、自治会で参加をされてみえる自治会の代表の方がおれば、こんなようなことをやっていただくことというのは常々伝えておることとなっておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 連携を円滑にするためにも、訓練・指導などの仕方など最低限のマニュアル作成等、意識向上に、行政側が住民側に踏み込んだ形はとれないでしょうか。今回、熊本地震においても2次災害の犠牲者が出たことを教訓に学ぶことは、身近なことの実践か

らでも救える命があるということだと思いますが、市側のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほどの続きでございますけれども、連携を円滑にするためにも、マニュアルとか行政側が住民側に踏み込んだ形はとれないのかということでございますけれども、毎年、先ほども申し上げましたが、自主防災会全体会の中で講義を受講していただくことや、コミュニティ単位での意見交換会を行っておるところでございます。現状は自主防災会の中でも取り組みに温度差もあり、訓練等にも差がございますので、市といたしましては、コミュニティ単位での例えばHUG訓練の計画を立てております。訓練を通して全体の意思統一を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 引き続きよろしくお願いいたします。

仮庁舎での災害対応について伺います。

仮庁舎の耐震性は大丈夫とのことでしたが、熊本の庁舎崩壊をした画像を見ると、心配に思われている市民の方々も少なくないと思います。再度、仮庁舎の耐震性と、本庁舎で災害対応をするときと仮庁舎での対応には差がありますか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） まず、耐震につきましては、本庁はもちろん耐震には満たないということで今回引っ越したわけなんですけれども、こちらの庁舎につきましては56年新建築基準法に適合しておりますので、一応災害には大丈夫ということでございます。

仮庁舎での災害対応といたしましては、こちらでございますけれども、まず十四山支所において災害対策本部を設置いたします。この庁舎の機能面においても、本庁のほうから移転したことにつきまして、いろいろ情報システムも移転したわけでございますけれども、機能面においても県の防災情報システムである高度情報ネットワークシステムはもともとこの十四山支所にもございましたので、そちらを使っております。移動系の防災行政無線についても、本庁舎からアンテナと基地局を十四山支所に移設しております。そして、同報系の防災行政無線につきましては、操作卓は図書館のほうに移設しておりますが、こちらのほうから遠隔装置を設置して操作できるように整備いたしました。また、Jアラートというか全国瞬時警報システムにつきましても情報設備機能を移転いたしましたので問題なく、従来と差はなく対応できるものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 次に、災害協定都市について伺います。

弥富市において災害協定を結んでいる協定都市はありますか。ある場合、証明書等などの代行業務はしていただけるのか、情報交換などの交流はされているのか、公開できる範囲で

結構ですのでお答えください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 災害協定を結んでいる市でございますけれども、災害協定都市は平成23年4月に、まず海部地方消防相互応援協定というものを結んでおります。24年の2月には海部7市町村相互応援協定、また同じ年の9月には千葉県の浦安市と相互応援協定を結んでおります。また、本年の7月には西尾張9市相互応援協定を結ぶ予定でございます。

相互応援協定につきましては、さまざまな業務を協定しておりまして、代行業務においても問題ありませんが、証明書に限っていえば、データの作成や管理においては、データはそれぞれの市町村が持っておりますので、それにつきましてちょっと検討が必要でございます。まずは、いち早く市役所としての機能を取り戻さなければならないことを念頭に置いて進めております。

また、浦安市の場合、互いの防災訓練に参加し、情報交換をしております。そして、国土交通省木曾川河川下流事務所、愛知県、海部地方等の訓練に参加いたしまして、さらに定期的に諸問題について意見交換をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） これからも交流をされていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

津波対策について伺います。

市内で住宅より高い建物が少ない南部地区に避難棟の建設が求められておりますが、実際、時間とお金がかかり早急な対応は難しいと思います。大藤学区においては今年度、小学校の屋上を改修して対応していただくことになっておりますが、それでも絶対数足らないのが現実です。ここでは以前から進めていただいている民間の避難所協定状況をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 民間との避難所の協定状況でございますけれども、内閣府の津波避難ビルガイドライン等を参考にいたしまして、官民間わず高く強固な建物を対象に、津波・高潮からの緊急避難場所の指定をしておるところでございます。これは、平成23年度から現在までで46カ所ございます。うち公共施設が17カ所、県などが5カ所、民間が24施設でございます。

また、緊急時の避難場所が不足している地域内の公共施設を優先的に、国の補助事業を利用いたしまして屋外階段設置や屋上避難設備整備を平成26年度より5カ年計画で行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 高橋議員の災害対策についての御質問の中で、少し時間を頂戴したい

と思います。

この11月6日、弥富市は総合的な防災訓練を愛知県と連携いたしまして実施することになっております。それぞれの自主防災会組織の皆様にも御参加いただき、また地域住民の皆様にも御参加いただき、国土交通省、そして自衛隊、そしてまた消防、そしてまた各種団体、そして自主防災会等々を含めて総合的な防災訓練を県との連携の中でやっていきたいと思っております。東日本大震災から5年が経過しております。また今回、熊本の地震等もありました。さまざまな教訓をしっかりとこの総合防災訓練に生かしていきたいと思っておりますので、ぜひ11月6日、日曜日になりますけれども、議員各位、そして住民の皆様にも大勢の方に御参加いただき、会場は木曽川総合グラウンド、そしてまた社協センター、そしてその隣地のグラウンドというような状況で開催をしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、市長のほうからお話がありましたように、防災訓練が行われるということですので、弥富市全体を挙げまして成功させていただきたいと強く願っています。

災害対策という大きな問題は終わりなき闘いだと思います。行政、市民、ともに互いの立場で考え、行動し、知恵を出し合い、日々向上していかななくてはならない問題ではあると思います。私も一人の市民として、この問題に取り組んでいきたいと思います。

それでは、2つ目の市内人口格差について質問申し上げます。

人口問題は、各自治体が抱える大きな問題というより、日本全体の抱える問題です。弥富市において特に注視しなければならないのは、人口の地域格差問題だと思います。人口の地域格差について、弥富市の現状を伺います。

弥富市において人口の増減はプラス2.7%、人口増加傾向にあります。平成28年5月1日現在の人口4万4,356人、世帯数1万7,052世帯ですが、平均世帯人数が0.2%減少して、現在1世帯2.6人となっております。市中心部の新興住宅街でない市南部の市街化調整区域の現状は、高齢者の核家族化が進み、若い世代の定住率が下がる一方です。この状況を市側はどこまで把握されているか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 状況につきましては具体的な数字で申し上げます。南部地区及び十四山地区の人口についてでございますけれども、大藤小学校区につきましては、平成28年4月は3,144人、平成19年とちょっと比べたんですけれども、平成19年の4月には3,356人でした。この10年間で212人の減少となっております。また、65歳以上の高齢者につきましては935人となっており、高齢化率は29.7%でございます。

栄南小学校区につきましては、平成28年4月が2,902人、19年の4月が3,359人であり、こ

の10年間で457人の減少となっております。65歳以上の高齢者につきましては現在865人となっております。こちらも高齢化率29.8%となっております。

十四山東部小学校区につきましては、平成28年4月現在が3,208人、比べる平成19年4月の時点では3,458人でありまして、10年間で250人の減少となっております。65歳以上の高齢者につきましては954人であり、高齢化率29.7%でございます。

同じく十四山西部小学校区につきましては、平成28年4月は2,330人、比べる平成19年4月におきましては2,313人でありまして、10年間でこちらに関しては数字的には17人の増となっております。65歳以上の高齢者につきましては677人となっており、高齢化率は29.1となっております。

市全体の世帯数が1万7,038でございますけれども、大藤小学校区の世帯数は1,112世帯、栄南小学校区が1,022世帯、十四山東部小学校区が1,077世帯、十四山西部小学校区が839世帯となっております。

議員もおっしゃられましたが、本市の人口は4万4,400人程度で横ばいとなっておりますが、今後は少子・高齢化が一層進展することが見込まれておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 先ほど佐藤議員の御質問の中にもありましたように、そういうことも踏まえまして市としても継続的に対応していただきたいと思います。

次に、人口格差是正に対する将来を見据えた市としての具体的な対策をお聞かせくださいという御質問をしようとしたんですが、先ほど佐藤議員の中の質問と重複しておりますので、今回は質問は取り下げます。

市街化調整区域でもできる対策をとっていただき、今から対策をとっていただかないと、子供や孫の世代では手おくれになることが予想されます。案としまして、2世帯や3世帯住宅の新築・増改築等を促進し、税・補助金等で優遇するなど対策をとっていただくことで、高齢者の見守りや子育て世代の負担減につながり、結果、人口格差が少なくなり、人口の増加につながっていくと思います。この問題も継続的に取り組んでいっていただくことを強くお願いいたします。

最後に、本日質問させていただきました件は大きな問題ではありますが、先延ばしにできない問題でもありますので、継続的に取り組んでいただきますことを重ねてお願いいたします。本日の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、13日月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時00分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 大 原 功

同 議員 朝 日 将 貴

